

危機管理マニュアル

(令和 8 年 10 月改訂版)



愛媛県立川之江高等学校

〒799-0101 四国中央市川之江町 2257 番地

TEL 0896-58-2061 FAX 0896-58-8990

目 次

マニュアルの基本的事項	1～3
-------------	-----

1 マニュアルの目的と位置付け P1	2 危機管理の考え方 P1	3 マニュアルの運用方法 P2
--------------------	---------------	-----------------

I 事前の危機管理

1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握	4～7
------------------------	-----

(1)地域の特徴 P4	(2)本校の現状 P4	(3)緊急避難場所、避難所の指定状況 P4
(4)危機管理の前提となる危機事象等 P4	(5)その他、想定される危機事象 P7	

2 危機の未然防止対策	8～15
-------------	------

(1)未然防止のための体制 P8	(2)点検 P10	(3)傷病者発生防止対策 P11
(4)犯罪被害防止対策 P12	(5)消防計画 P13	(6)洪水時の避難確保計画 P14
(7)様々な局面における未然防止対策 P15		

3 危機発生に備えた対策	16～35
--------------	-------

(1)緊急時の体制整備 P16	(2)施設・設備・備品の整備 P19	(3)家庭・地域・関係機関等との連携 P24
(4)避難計画・避難訓練 P25	(5)教職員研修 P27	(6)防災機器の使用等方法等 P28
(7)安全教育 P35		

II 発生時（初動）の危機管理

1 傷病者発生時の対応	36～38
-------------	-------

(1)基本的対応 P36	(2)頭頸部外傷への対応 P37	(3)熱中症への対応 P37
(4)食物アレルギーへの対応 P38		

2 犯罪被害発生時の対応	39～40
--------------	-------

(1)不審者侵入時の対応 P39	(2)近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応 P40
(3)学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応 P40	

3 交通事故発生時の対応	41
--------------	----

(1)生徒が交通事故に遭った場合の対応 P41	(2)教職員が交通事故に遭った場合の対応 P41
-------------------------	--------------------------

4 災害発生時の対応	42～45
------------	-------

(1)火災発生時の対応 P42	(2)気象災害発生時の対応 P42	(3)雷注意報発令時の対応 P43
(4)地震発生時の対応 P44	(5)その他の危機事象発生時の対応（弾道ミサイル） P45	
(6)校外学習中・学校行事開催中における事故災害等発生時の対応 P45		

III 事後の危機管理

1 事後（発生直後）の対応	46～50
---------------	-------

(1)安否確認 P46	(2)引渡しと待機 P47	(3)生徒・保護者・報道機関への対応 P48
(4)教育活動の継続 P49		

2 心のケア	51
--------	----

(1)生徒の心のケア P51	(2)教職員の心のケア P51
----------------	-----------------

3 報告・調査・評価・検証・再発防止	51～52
--------------------	-------

(1)県教委への報告、支援要請 P51	(2)基本調査の実施等 P51	(3)評価・検証・再発防止 P52
---------------------	-----------------	-------------------

避難所運用マニュアル	53～62
------------	-------

1 避難所の開設 P53	2 避難所の運営 P55	3 避難所の閉鎖 P56
4 避難所のルール P56	5 学校施設の利用 P59	

参考資料	63～65
------	-------

(1)ガイドライン等 P63	(2)各種資料 P65
----------------	-------------

マニュアルの基本事項

1 マニュアルの目的と位置付け

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的とし、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成する。

また、本校は四国中央市地域防災計画（R 8. 4 月修正）（以下、「防災計画」という。）において指定緊急避難所、指定避難所に指定されている。このため、本マニュアルは、四国中央市長に提出する「洪水時の避難確保計画」及び四国中央市消防長に提出する「消防計画」と整合性を保ち、関連付けて運用するものとする。

2 危機管理の考え方

(1) 基本方針

ア 施設・設備の安全管理、備蓄品の整備、実践的な訓練、研修、関係機関との連携等により、組織的な危機管理体制を構築し、危険発生 of 未然防止と備えを万全にする。

イ 危機発生時には、生徒及び教職員の命を守ることを最優先し、本マニュアルにない事態が発生した場合は、最も適切と考えられる措置を講じる。

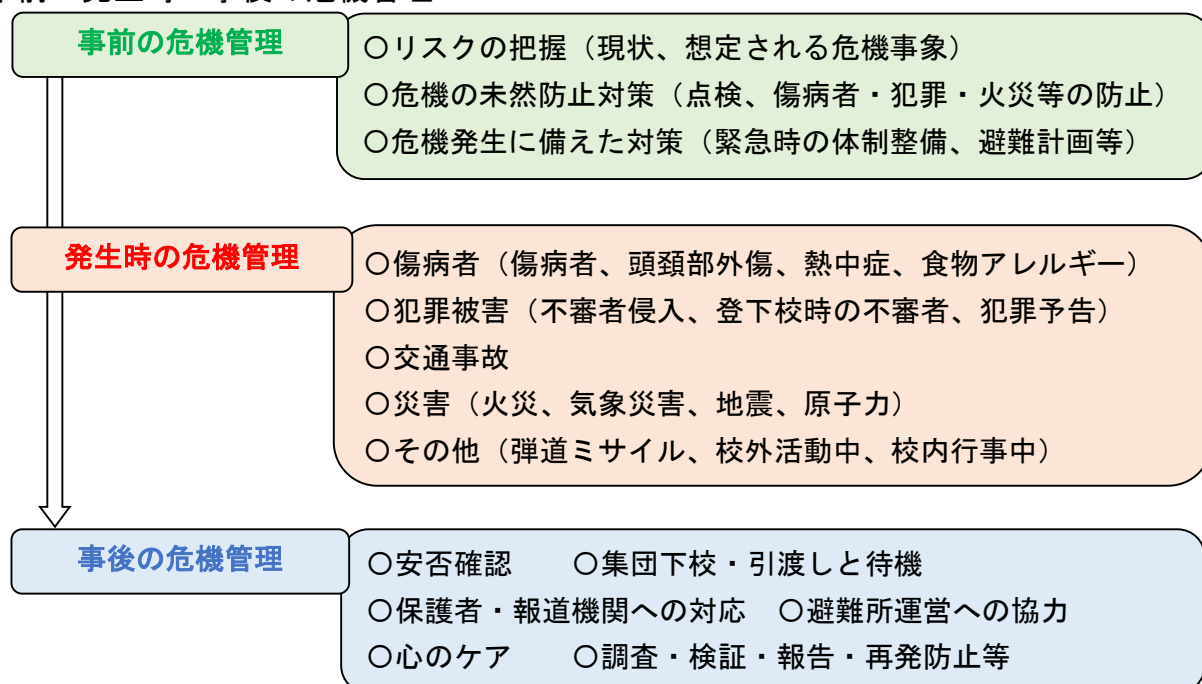
ウ 生徒の生命・身体・財産の保護と被害拡大の防止を最優先とし、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を実施することで、学校運営への影響を最小限に抑える。

エ 非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全校横断的に調整する。

オ 非常時優先業務以外の通常業務は、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

カ 本校は緊急時避難場所及び指定避難所として、地域住民の避難受入れを想定し、学校使用区域と住民使用区域の区分等について四国中央市役所総務部「防災まちづくり推進課」と十分に調整するとともに、学校の実情に応じた避難所運営マニュアルを適宜策定する。

(2) 事前・発生時・事後の危機管理



3 マニュアルの運用方法

(1) 教職員・関係者等への周知徹底

ア 教職員への共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・会計年度任用を含む。以下に同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修	▶本マニュアルに定める事項全般 ▶各教職員の役割
職員会議等における周知	▶季節ごとの注意点
毎年2回、異なる発生事象を想定して実施する実動訓練又は図上演習	▶発生事象別の緊急対応手順 ▶発生時の各教職員の役割

イ 生徒・保護者への周知

周知対象	周知方法	周知・確認内容
生徒	▶新学期開始時期のホームルーム活動 ▶各種防災訓練 ▶防災教育の学習	▶本校で想定される事故・災害等 ▶事故・災害等の未然防止、事前の備えとして生徒が行うべき事項 ▶事故・災害等の発生時に生徒が取るべき行動
保護者	▶本校ホームページ	▶本校で想定される事故・災害等 ▶事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ▶事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動

ウ 関係機関への周知

校長は、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- ・四国中央市危機管理課
- ・四国中央市消防本部

(2) マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。また、教職員には年度初めの読み合わせ研修時に、印刷製本版を1部ずつ配布する。

電子データ	N A S → 教職員共有 → 危機管理マニュアル
印刷製本版	・職員室配備：1部 ・非常用持ち出し袋：5部

(3) マニュアルの評価・見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	▶毎年度当初及び人事異動があったとき ▶各種訓練・研修等を実施した後
随時見直し	▶関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき ▶各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき ▶先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

(4) 改訂履歴の管理

令和8年 4月1日	『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』に基づき「防災マニュアル」として改訂
令和8年10月1日	「新たな防災気象情報」（令和8年5月）を反映させ、交通事故及び犯罪被害発生時の対応等を含む「危機管理マニュアル」として改訂

I 事前の危機管理

1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

(1) 地域の特徴

本校の位置する四国中央市は、北は燧灘に面し、南は法皇山脈が連なる地形である。市内には金生川、関川を始めとする河川が流れ、沿岸部では津波や高潮、河川地域では洪水、山間部では土砂災害の危険性がある。また、中央構造線断層帯が市域南部を東西に走っているため、南海トラフ地震に加え、内陸直下型地震による大きな揺れも想定されている。

(2) 本校の現状

本校は、川之江町中央部の平野部に位置し、**海拔は約 5.0m**である。北西側約 1 km には海岸線があり、南側には小高い丘陵が連なり、その近くを金生川が西流して海に注いでいる。また、南方及び東方には、法皇山脈から四国山地へと続く急峻な山間部に位置する。

(3) 緊急避難場所、避難所の指定状況

ア 緊急避難場所（合計 8,000 人）

	収容人数	洪水水害	土砂災害	地震	ため池	津波
グラウンド	8,000 名	×	○	○	○	○

イ 避難所（合計 130 人+1,280 人）（→避難所 P 53～62 参照）

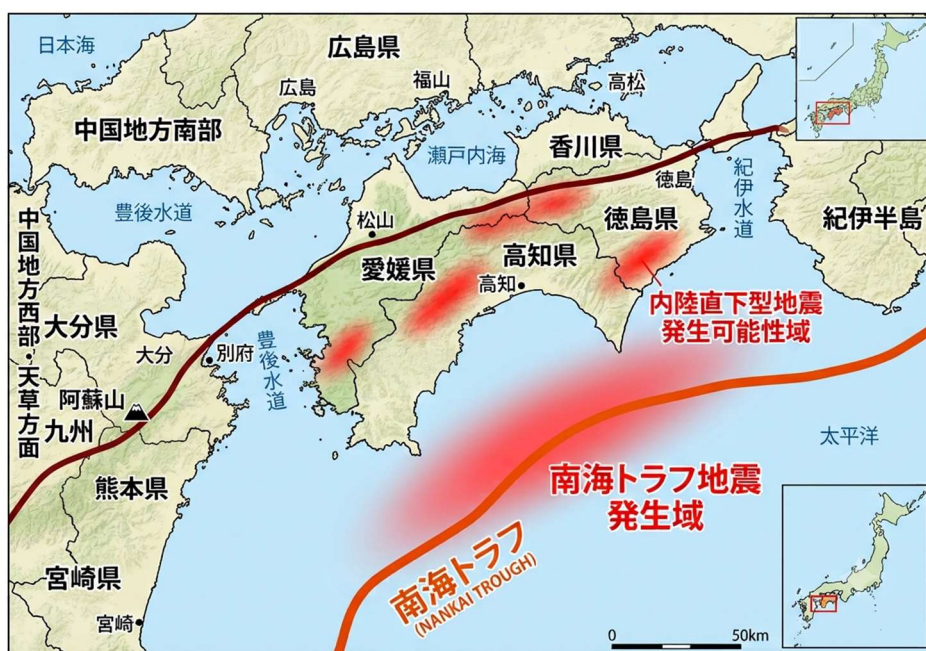
	収容人数	洪水水害	土砂災害	地震	ため池	津波
体育館等	130 人	×	○	○	○	○
（校舎）	1,280 人	×	○	○	○	○

※原則「体育館等」とし、避難所の状況に応じて「校舎」を使用する。

※市の防災機材倉庫を設置している。

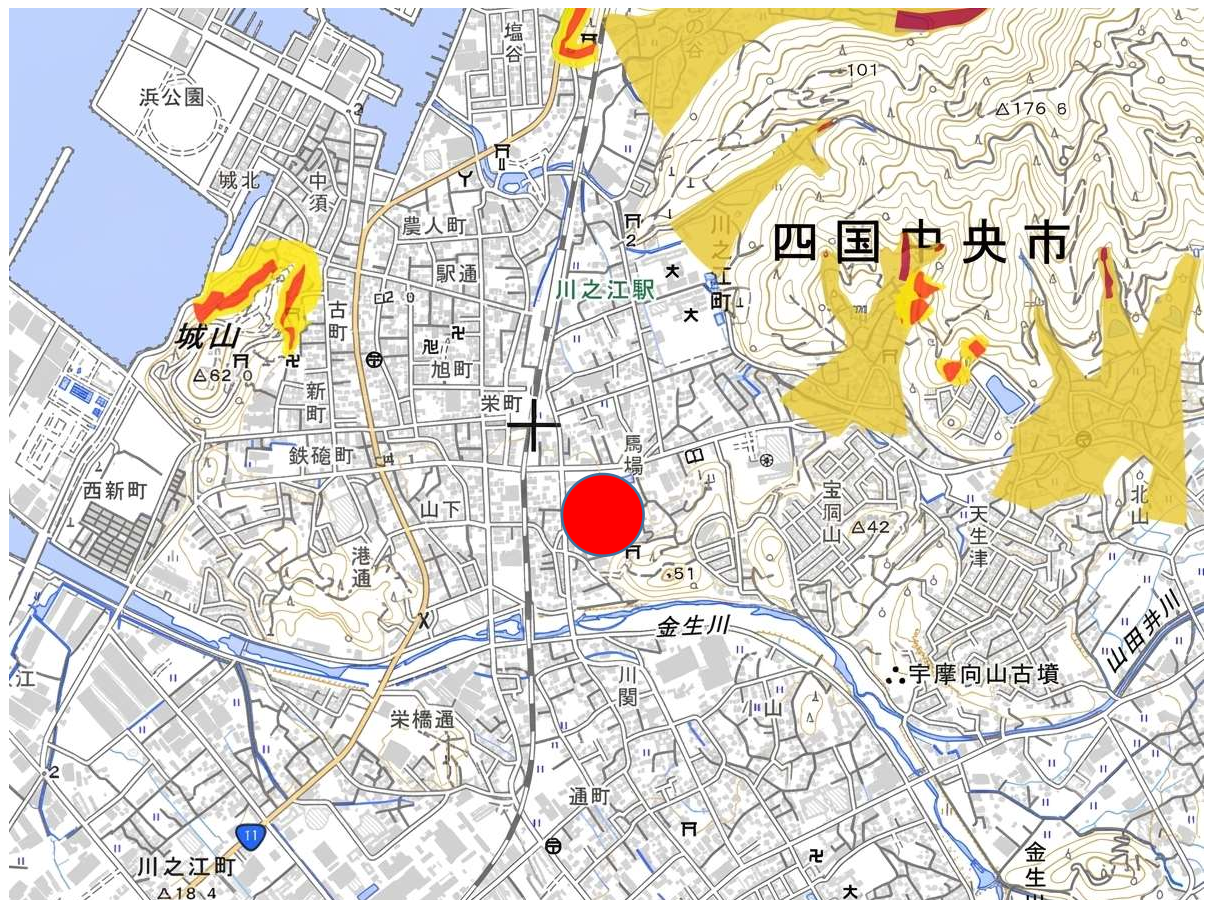
(4) 危機管理の前提となる危機事象等

ア 地震



名称	地震の概要	四国中央市の被害想定等
南海トラフ地震	想定した地震の規模は、マグニチュード 9.0	最大震度：震度 7 最大津波高：3.6m 本校周辺の浸水なし 最短津波到達時間（三島川之江港） 津波高 1m：231 分（3 時間 51 分） 最高津波水位：408 分（6 時間 48 分） 液状化危険度：72.1 建物被害：全壊 26,288 棟 半壊 11,014 棟 人的被害：死者数 1,043 人（冬深夜） 負傷者数 4,833 人
中央構造線断層帯地震	想定した地震の規模は、マグニチュード 7.3～8.0 ①伊予灘、②石鎚山脈北縁西部、③讃岐山脈南端西部活断層、①～③ 3 区間連動ケースについても想定	最大震度：震度 7 ①：5 強 ②：6 弱 ③：7 3 区間連動：7 液状化危険度：①20.0 ②31.1 ③49.5 ◎危険度は極めて高い

イ 土砂災害ハザードマップ



(事前) 1 現状（土砂災害、洪水）

ウ 津波ハザードマップ



エ 河川氾濫ハザードマップ



オ 高潮ハザードマップ



(7) その他、想定される危機事象

危険事象		想定される事態
災害 安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	大規模事故災害	製紙工場等の危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内外施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	微小粒子状物質 (PM 2.5)
	原子力災害	伊方原子力発電所からの距離は約 130km あり、緊急防護措置を準備する区域〔UPZ〕(約 30km) の外にある。

2 危機の未然防止対策

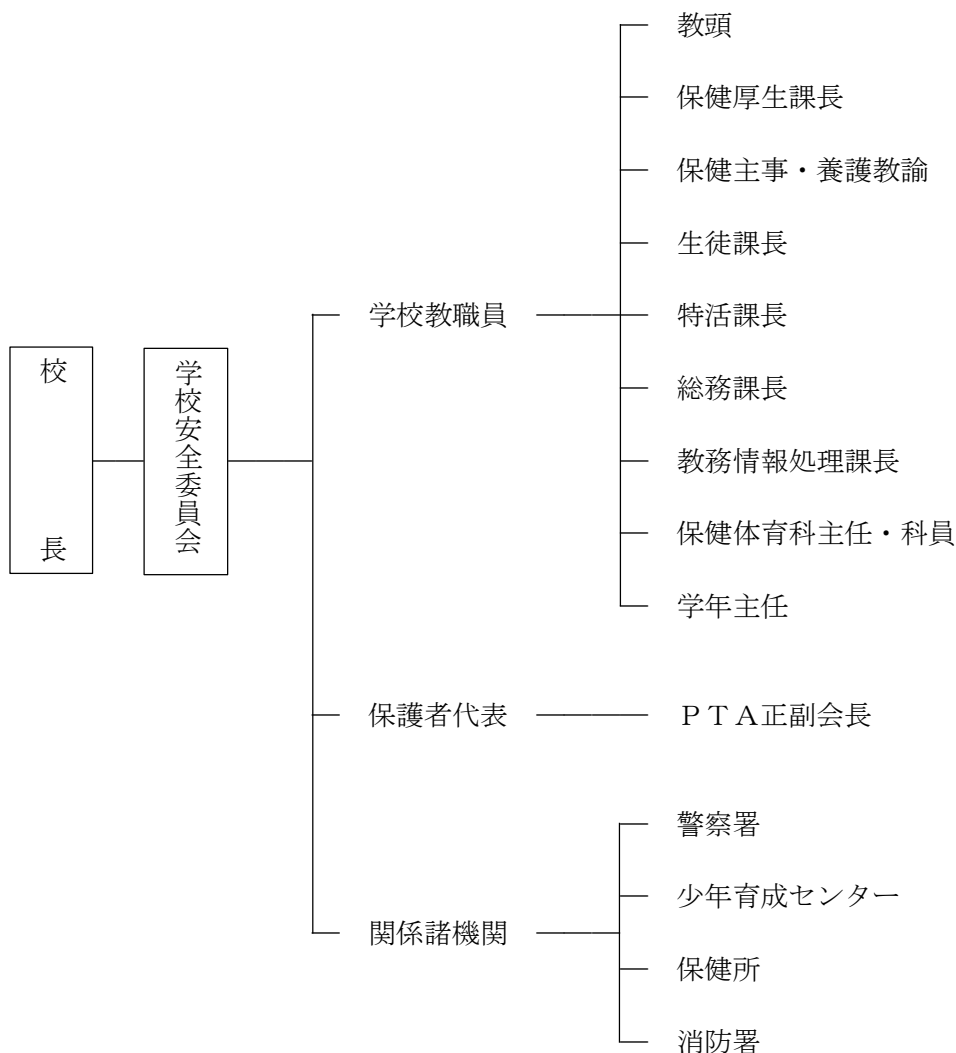
(1) 未然防止のための体制（平常時の危機管理体制）

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、**学校安全委員会（下図）**を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、学校安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭を始めとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

また、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取り上げ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

ア 学校安全委員会



イ 学校安全年間計画

月	努力目標	学校行事	安全管理	安全指導
4	安全管理体制の整備	・防災訓練 ・交通安全教室	・定期安全点検 ・通学路の点検 ・自転車車体検査 ・屋外施設の点検 ・部活動の安全指導 ・緊急時の連絡体制の徹底 ・防災計画の具体化 ・定期安全点検	・生活安全対策 ・通学時の安全指導 ・登下校時の交通指導
5	安全意識の高揚 スポーツ障害の防止	・遠足 ・修学旅行 ・奉仕活動	・対外試合の危険予防と スポーツ障害について ・部活動用具、施設の安全点検	・運動部員の安全意識の高揚 ・市内交通指導 ・修学旅行の安全指導 ・遠足の安全指導
6	梅雨期の安全管理		・梅雨期の安全通学	・梅雨期の安全指導 ・市内交通指導
7	夏期の安全管理	・クラスマッチ ・非行防止教室 ・野球応援	・クラスマッチの安全対策 ・奉仕活動時の安全対策 ・野球応援時の安全対策	・熱中症安全指導 ・夏の安全生活指導 ・市内交通指導
8	校外生活の安全管理	・生徒保健委員会研修会 ・心肺蘇生法講習会 (教職員対象)	・スポーツ障害予防 ・水難・登山事故予防 ・定期安全点検	・熱中症安全指導 ・夏の安全生活指導
9	体育活動時の安全管理	・体育祭 ・文化祭	・体育祭の安全対策 ・交通安全対策 ・自転車車体検査 ・文化祭の安全対策	・体育祭の安全指導 ・熱中症安全指導 ・市内交通指導 ・文化祭の衛生指導
10	スポーツ障害の防止		・対外試合の安全対策 ・地方祭における安全対策	・運動部員の安全意識の高揚 ・市内交通指導 ・地方祭における安全指導
11	事故災害防止意識の高揚		・通学時の安全対策 ・毒物劇物の適正管理	・部活動中の事故防止指導 ・市内交通指導
12	冬期の安全管理	・クラスマッチ ・防災訓練	・冬休み中の安全対策 ・クラスマッチの安全対策 ・防災訓練 ・定期安全点検	・冬の安全生活指導 ・冬季スポーツの事故防止 ・冬期街頭補導 ・市内交通指導
1	交通安全		・運動場の安全点検 ・凍結に対する安全対策 ・冬季交通安全対策	・冬の安全生活指導 ・冬季スポーツの事故防止 ・市内交通指導
2	安全な行動	・学校保健委員会	・冬季交通安全対策 ・消防設備点検	・市内交通指導
3	安全生活の反省	・クラスマッチ ・諸帳簿整理点検	・クラスマッチの安全対策 ・学校安全の反省と評価 ・春休み中の安全対策	・安全管理指導の反省と評価 ・春休み中の安全指導

(2) 点検

ア 定期の安全点検（学校保健安全法施行規則第 28 条第 1 項に基づく）

- (ア) 毎学期 1 回以上（4 月、9 月、1 月）実施する。
- (イ) 管理責任者は、教室・準備室等について、器具、電気、ガス、水道、薬品、施設、その他を点検し、担当者に**定期安全点検表**を提出する。
- (ウ) 担当者は、定期安全点検表の内容を確認し、必要に応じて事務長と連携して改善を図る。

イ 臨時の安全点検（学校保健安全法施行規則第 28 条第 2 項に基づく）

- (ア) 学校行事の前後、暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時、近隣での危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時などに実施する。
- (イ) 検査項目は、必要に応じて設定する。

ウ 日常の安全点検（学校保健安全法施行規則第 29 条に基づく）

- (ア) 教室など生徒が日常的に使用する施設・設備を対象に、日常的に実施する。
- (イ) 全教職員が実施し、危険箇所があれば事務課長に報告する。

エ その他の点検

- (ア) 建築基準法第 12 条に基づく建築物の定期点検〔事務課〕
建築物〔敷地、構造〕（3 年以内ごと）、建築設備〔給排水設備、換気設備〕（1 年以内ごと）、防火設備〔防火扉、防火シャッター〕（1 年以内ごと）
- (イ) 消防法第 8 条第 1 項に基づく消防用設備等の定期点検〔教頭〕
防火管理者を定め、**四国中央市消防長に消防計画を提出**する。変更がある場合は再提出する。
- (ウ) 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備等の定期点検〔事務課〕
消防用設備等（消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯、非常放送設備、避難器具）の機能を維持管理するために、**機器点検（8 月）**及び**総合点検（3 月）**を実施し、**点検結果を 3 年に 1 回、四国中央市消防長に報告**する。
- (エ) 避難経路の定期点検〔総務課〕
避難経路（廊下、階段、出入口等）の確保（避難を妨げるロッカー、机等を置かない）、校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定
- (オ) 通学路の定期点検〔生徒課〕
生徒、保護者、地域から得られる各種ヒヤリ・ハットの情報や過去の事故等の発生に関する情報を蓄積、活用し、災害危険箇所（ブロック塀の倒壊、道路の冠水の恐れ等）、不審者危険箇所（死角、街灯の有無等）、交通危険箇所（見通しの悪い交差点等）を確認
- (カ) AED の点検〔養護教諭、事務課〕
養護教諭が日常点検を実施する。事務課が消耗品の交換を実施する。

オ 危険箇所の分析と管理

- (ア) 把握した危険箇所について、校内で対応可能なものは速やかに改善する。校内のみで対応困難なものは、学校安全委員会で分析・対策・管理し、関係機関の協力を得て改善する。
- (イ) 安全点検の具体的な内容や、問題が明らかになったときの対応、危険箇所が放置されていないかなどについて、学校安全委員会で評価し、改善に努める。

(3) 傷病者発生防止対策

ア 突然死や負傷などの防止(→発生時 P36 参照)

- (ア) 定期健康診断の結果等を的確に把握し、年度初めに教職員で情報を共有する。
- (イ) 顧問等は、運動前に体調チェックを行うなど、生徒の健康状態を把握する。

イ 頭頸部外傷の予防(→発生時 P37 参照)

- (ア) 顧問は、種目特有の危険要因を見極めた指導計画を立て、適切な練習内容を設定する。
- (イ) やむを得ず顧問が不在のときは、事故の起きやすい活動内容を避ける。

ウ 熱中症の予防(→発生時 P37 参照) ※熱中症予防強化月間(7月)

- (ア) 暑さ指数(WBGT)を測定する機器を保健室に設置する。(令和3年2月文部科学省通知)



WBGT測定器(保健室・体育館)

- (イ) 環境温湿度等を測定し、「**熱中症予防運動指針**」(日本スポーツ協会)や「**熱中症予防情報サイト**」(環境省)等を参考に運動を行う。

運動指針	対 応	WBGT	気温(参考)
原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。	31℃～	35℃～
嚴重警戒	持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。	28℃～	31℃～
警 戒	積極的に休息をとり、水分・塩分を補給する。	25℃～	28℃～
注 意	運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	21℃～	24℃～
ほぼ安全	適宜、水分・塩分を補給する。	21℃未満	24℃未満

- (ウ) 運動前に健康観察を行い、体調の悪い生徒は暑い中で無理に運動をさせない。
- (エ) 梅雨明け等急に暑くなったときは暑さに慣れていないため、軽めの運動から慣らしていく。
- (オ) **暑さ指数(WBGT)**等を用い、体育的行事や体育、部活動の実施可否を判断する。

- ① 教頭、保健主事、特活課長、保健体育科長、養護教諭が中心となり、内容変更や中止・延期を協議し、その具申を受けて校長が決定する。
- ② 体育的行事は当日の朝までに判断し、教職員、保護者、生徒にマチコミ等で伝達する。
- ③ 体育や部活動は、活動中の中止を含めて臨機応変に判断し、担当教師や顧問に伝達する。

- (カ) 学校管理下において熱中症疑いにより救急搬送した場合、熱中症(疑いも含む)により入院した場合は、所定の報告様式により、メッセージで県教委保健体育課に報告する。集団発生事例や重症事例の場合は、まずは電話で第一報を連絡する。(令和5年5月県教委通知)

エ 食物アレルギー・アナフィラキシーの予防 (→発生時 P38 参照)

- (ア) 食物アレルギーの情報を的確に把握し、年度初めに教職員で情報を共有する。
- (イ) アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態になることがあり、迅速かつ適切な対応が求められるため、対象生徒がいればエピペン®の使い方などの研修を行う。
- (ウ) アレルギー対応委員会において、アレルギー対応について協議し、医師が作成した管理指導表を活用して、次のとおり対応する。
- ① アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒の把握
 - ② 管理指導表の保護者への配布、主治医による記載、学校への提出
 - ③ 管理指導表に基づく校内での取組の検討、保護者との面談、取組プランの決定
 - ④ 全教職員による取組プランの共通理解、取組プランに基づく実施
- (エ) 調理実習や修学旅行等の際は、特に食物アレルギーを有する生徒に配慮する。

(4) 犯罪被害防止対策

ア 不審者侵入の防止 (→発生時 P39 参照)

- (ア) 校門及び校舎入口の管理
- ・生徒は全員、正門から登校する。
 - ・校舎は、A L S O K (089-973-3011)の警備システムを採用し、不審者の侵入を防止する。
- (イ) 来校者の管理
- ・来校者向けに、必ず受付に来るよう正門に案内を掲示する。
 - ・事務室受付にて、来校者に「来訪者受付表」への記入を求め、用件を確認する。
 - ・来校者に「校内立入許可証」を渡し、識別のため着用を求める。
 - ・保護者来校時は、必要に応じて受付を設け、来校者の確認を行う。

イ さすまの保管場所

①全日制職員室 (2本)



②事務室 (2本)



③定時制準備室 (1本)



ウ インターネット上の加害者・被害者にならないための対策

- (ア) 警察庁や文部科学省のウェブサイト等で最新事例や統計情報等を入手し、指導に反映する。
- (イ) ホームルーム活動や非行防止教室を通し、啓発に努める。

(5) 消防計画〔抜粋〕(←基本 P 1 参照) ※四国中央市消防長に提出

※下記の担当者変更時に、「消防計画作成(変更)届出書」「消防計画」を2部提出

ア 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、愛媛県立川之江高等学校における防災管理業務を行うための必要な事項を定め、火災又は地震等の災害による人命及び財産の被害の軽減を図ることを目的とする。

イ 防火管理責任組織及び自衛消防隊編成表

(ア) 管理権原者(校長)

(イ) 防火管理者(教頭)

(ウ) 自衛消防の組織と任務分担(事前 P 17~18 参照)

係別	責任者	任務内容
対策本部	校長 教頭、事務長	・被害状況の収集、関係諸機関への通報及び連携 ・対応を決定し、各班を統括・指揮
避難誘導	学年主任	・混乱防止と避難誘導、負傷者の搬出 ・必要に応じて生徒及び教職員の安否確認
救 護	養護教諭	・負傷者の応急処置 ・関係医療機関との連携
消火・救助	特活課長	・初期消火 ・避難及び負傷者搬出の支援、不明者の探索及び救出
安全点検	生徒課長	・被害状況の確認、危険箇所への立入禁止措置 ・施設設備の応急復旧、安全の確保
搬 出	教務情報処理課長 事務課長	・非常持ち出し品の指定、搬出、保管
庶 務	総務課長	・災害記録文書の作成、被災見舞い等の受付 ・避難所の運営支援、緊急物資やボランティアの受入れ

ウ 防災教育の実施回数及びその内容(事前 P 27 参照)

対象者	回数	内 容
生徒・教職員	2 回	(1) 消防計画の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項
新規教職員	随時	(3) 防災管理上の任務及び責任の周知徹底 (4) 生徒の避難訓練、震災対策に関数事項 (5) その他、防災上必要な事項

エ 訓練の実施回数及びその内容(事前 P 27 参照)

訓練種別	回数	内 容
総合訓練	2 回	・消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施 ・必要と認める場合は消防機関への指導を要請
部分訓練 (通報・消火・避難)	適宜	・消防機関への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟 ・消火器具の取扱要領の習熟、初期消火訓練 ・誘導要領及び避難器具の設置要領の習熟

- (6) 洪水時の避難確保計画〔抜粋〕(←基本 P 1 参照) ※四国中央市長(市危機管理課)に提出
※法的には「要配慮者利用施設における避難確保計画」(令和 2 年 9 月～)

←水防法及び土砂災害防止法の改正(平成 29 年 6 月)

※防火・防災管理者(教頭)変更時に「防火管理者選任(解任)届出書」を 2 部提出

ア 計画の目的

本計画は、生徒及び教職員の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、本計画に基づいて安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や防災訓練を行い、生徒や教職員に対して洪水に関する知識を深めるとともに、防災訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて本計画を見直していくものとする。

イ 施設が有する災害リスク

水害(洪水)、最大浸水深 0.5～3 m、浸水継続時間 1 日～3 日

ウ 避難誘導

生徒の適切な支援を提供できる川之江高等学校 3～4 階に垂直避難をする。

エ 防災体制

統括指揮者(校長)(代行者 教頭)

	役割		担当者名
	責任者		校長
対策本部	心構え	・防災気象情報等収集	教頭
	心構え	・教職員への情報伝達	教頭
	注意	・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集	防災担当者
	注意	・教職員や避難支援協力者へ連絡	教頭
	警戒	・防災気象情報、避難情報等の収集	防災担当者
	警戒	・保護者への連絡	総務課長
	非常	・県や市への連絡	教頭
			人数(7)名
	役割		担当者名
	責任者		学年主任
避難誘導班	注意	・避難誘導体制の確認	学年主任
	注意	・避難ルートの確認	学年主任
	警戒	・避難誘導開始	全教職員
	非常	・避難完了の確認	ホームルーム担任
	非常	・避難先での園児・児童・生徒支援	全教職員
	非常	・(緊急安全確保の誘導)	全教職員
			人数(38)名
	役割		担当者名
	責任者		特活課長
消火・救助班	心構え	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備	特活課長
	注意	(・移動用車両の確保)	特活課長
	警戒	・要配慮者等の装備品の装着	特活課員
	警戒	(・移動用車両の確保)	特活課長
	警戒	・避難先への持ち出し品等を運搬	特活課員
	非常	・避難先での持ち出し品等の管理	特活課員
			人数(10)名

(7) 様々な局面における未然防止対策

ア 各教科の学習時間・休み時間等における対策

- (ア) 各教科の特性に応じた安全対策を講じる。
- (イ) 休み時間や清掃時間、放課後に必要に応じて巡視を行い、安全を確認する。

イ 校外活動に際しての対策(→発生時 P45・事後 P47 参照)

- (ア) 当該地域のリスクについて調査し、計画書に避難場所や連絡先を明記する。
- (イ) 想定される事故・災害等が発生したときの避難経路、避難場所、情報収集手段等を検討する。
- (ウ) 引率教職員間での連絡方法、学校との定期的な連絡の方法について検討する。
- (エ) 生徒に地域リスクや緊急時の行動について、事前指導を徹底する。
- (オ) 食物アレルギーがある生徒への対応を検討する。

ウ 校内行事に際しての対策(→発生時 P45 参照)

- (ア) 入学式、卒業式、体育祭等の保護者や地域住民が参加する校内行事を開催する際は、開放部分と非開放部分を明確化し、掲示物やテープ等で示す。
- (イ) 必要に応じて受付を設け、来場者の確認を行う。
- (ウ) 適宜、校内巡視を行う。
- (エ) 災害発生時は、生徒、教職員に加え、来訪者の安全確保にも最善を尽くす。

3 危機発生に備えた対策

(1) 緊急時の体制整備

ア 地震発生時の非常参集基準 (→発生時 P44・事後 P46 参照)

	震度	参集者	緊急地震速報	行動の基準
第1次参集	4	管理職	予報	被害状況の確認 (県教委に報告)
第2次参集	5弱	担当者	警報	必要に応じて安否確認 (生徒・教職員)
第3次参集	5強	運営委員		
第4次参集	6弱	全教職員	特別警報	安否確認 (生徒・教職員)
	6強			
	7			

※「行動の基準」は目安であり、実際の災害の状況や県教委からの指示により判断する。

イ 風水害発生時の非常参集基準 (→発生時 P43・事後 P46 参照)

	警戒レベル	参集者	大雨, 洪水, 高潮, 河川氾濫	行動の基準
第1次参集	3相当	管理職	警報	被害状況の確認
第2次参集	4相当	担当者	危険警報	必要に応じて安否確認
第3次参集	5相当	(運営委員)	特別警報 (緊急安全確保)	災害収束後参集 (校長判断)
第4次参集	5相当	(全教職員)		教育活動再開時 (校長判断)

※警戒レベル5発令時は参集せず安全を確保し、災害収束後、校長の指示により参集する。

ウ 安全確保等の優先等

- (ア) 勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。
- (イ) 交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、生徒及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。
- (ウ) その他の事故・災害等の発生時について、校長は、第1次～第4次参集のいずれの体制をとるかを状況に応じて判断し、指示する。

エ 県教委 (教育総務課施設厚生室財産グループ) への被害状況報告 [管理職]

震度4以上の地震が発生した学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等 (①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響) を**必ず FAX (089-912-2914) で報告**する。[メール不可、状況により電話連絡可、写真データはメールで送信]

- (ア) 概ね 8:00 及び 17:00 に発生した場合 ⇒ 速やかに報告
- (イ) 概ね 17:00 から翌 8:00 に発生した場合 ⇒ 翌 8:00 までに報告 (ただし、被害を確認した場合は速やかに報告)
- (ウ) **震度5強以上**の場合 ⇒ 発生時刻に関係なく速やかに報告

※ 国から災害復旧の財政援助を受けるために、学校敷地内の被害箇所を全て写真撮影する。

※ 気象警報発令時にも被害状況報告を行う。(→発生時 P43 参照)

オ 対策本部体制の整備

(ア) 設置基準

	構成	設置基準
警戒本部	管理職 下記(ウ)の構成員	・震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ・津波注意報が発表された場合 ・警戒レベル4相当(大雨、氾濫、土砂災害、高潮の危険警報)が発表された場合
対策本部	全教職員	・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・津波警報、大津波警報が発表された場合 ・警戒レベル5相当(大雨、氾濫、土砂災害、高潮の特別警報)が発表された場合 ・その他の緊急事態

※警戒本部は、非常参集基準の人員で構成する。

(イ) 指揮命令系統

①校長(本部長)	②教頭1(副本部長)	③教頭2(副本部長)	④教頭3(副本部長)
⑤事務長	⑥総務課長	⑦教務情報処理課長	⑧特活課長
⑨生徒課長	⑩学年主任	⑪防災担当者	

指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務める。

なお、校長不在の場合には、本部長代理者は状況を校長に伝達し、指示を受けるものとする。

(ウ) 警戒本部

本部	構成員	役割
警戒本部	管理職 総務課長 教務情報処理課長 特活課長 生徒課長 学年主任 防災担当者	・施設被害状況、異常等の確認 ・災害情報等の収集 ・今後の教育活動及び対応の決定、指示 ・使用する資器材の準備 ・県教委への報告 ・市教委、市災害対策本部との連絡調整

(エ) 対策本部(事前P13参照)

本部・班	主任	役割
対策本部	管理職 総務課長 防災担当者	・施設被害状況、異常等の確認 ・災害情報等の収集 ・各班との連絡調整 ・学校再開に向けた対応の決定、指示 ・使用する資器材の準備 ・県教委への報告、記録日誌・報告書の作成 ・市教委、市災害対策本部との連絡調整 ・報道機関への対応

(事前) 3 危機発生対策（緊急連絡）

避難誘導	学年主任	・安全な避難経路での避難誘導、負傷者の搬出 ・負傷者、行方不明者の把握・報告 ・下校指導及び学校待機生徒の掌握・記録 ・生徒及び教職員の安否確認 ・保護者への連絡
救 護	養護教諭	・負傷者の搬出、応急手当 ・関係医療機関との連携
消火・救助	特活課長	・初期消火 ・避難者の支援、避難に必要な物品の運搬 ・負傷者搬出の支援、不明者の探索及び救助
安全点検	生徒課長	・施設設備の被害状況の確認、危険箇所の立入禁止措置 ・施設設備の応急復旧、安全の確保、二次被害防止
搬 出	教務情報処理課長 事務課長	・緊急時持ち出し品の指定、搬出、保管
庶 務	総務課長	・災害記録文書の作成、被災見舞いの受付等 ・避難所の運営支援、緊急物資やボランティアの受入れ

カ 保護者・地域・関係機関等との緊急連絡

(ア) 保護者との連絡（事前 P24・→事後 P46 参照）

- ◎学校から家庭への連絡…さくら連絡網、ホームページ、インスタグラム、電話等
- ◎家庭から学校への連絡…さくら連絡網、電話等
- ◎さくら連絡網・電話が利用不能な場合の代替手段

NTT災害伝言ダイヤル「171」（震度6以上の地震などの大規模災害発生時）

☆伝言を録音するときは 1 7 1 + 1 ⇒被災地の人の電話番号（市外局番から）⇒伝言を入れる（30 秒以内）
★伝言を聞くときは 1 7 1 + 2 ⇒被災地の人の電話番号（市外局番から）⇒伝言を聞く

NTT災害伝言板「web171」（震度6以上の地震などの大規模災害発生時）

☆伝言を登録するときは ①トップ画面（登録したい電話番号を入力して登録） ⇒ ②登録画面（伝言を登録）
★伝言を確認するときは ①トップ画面（確認電話番号を入力して確認） ⇒ ②確認画面（伝言を確認）

(イ) 教職員との連絡

さくら連絡網、電話、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（web171）等を活用する。

(ウ) 関係諸機関の連絡先一覧 (医療機関は学校保健安全マニュアルを参照) (事前 P24 参照)

機 関 名 (☆は機械警備関係)	電話番号
愛媛県教育委員会高校教育課 (代表)	089-912-2950
愛媛県教育委員会高校教育課 (教育指導グループ)	089-912-2951/2953
愛媛県教育委員会高校教育課 (教職員係)	089-912-2952
愛媛県教育委員会高校教育課 (施設グループ)	089-912-5520
愛媛県教育委員会保健体育課	089-912-2980
四国中央市教育委員会学校教育課	0896-28-6045
四国中央市教育総務課	0896-28-6044
四国中央市危機管理課	0896-28-6934
四国中央市消防防災センター	0896-28-9119
四国中央市警察署	0896-24-0110
四国中央市急患センター	0896-56-1913
四国中央消防本部テレガイド (休日の当番病院案内)	0896-23-5990
四国中央消防本部病院案内 (平日に病院不明時)	0896-28-9119
四国中央病院 (松山和男医師) ※学校医	0896-58-3515
すずき眼科クリニック (鈴木正和医師) ※学校医	0896-59-1110
坂齒科医院 (坂 晃宏医師) ※学校歯科医	0896-58-2004
ふじ薬局 (田中耕治郎薬剤師) ※学校薬剤師	0896-58-3577
四国中央保健所	0896-23-3360
四国電気保安協会三島事務所 (電気)	089-904-9934
四国中央市水道局 (水道)	0896-28-6453
四国ガス燃料株式会社 (ガス)	0896-56-1100
A L S O K (機械警備) 松山	089-973-3011
A L S O K (機械警備) 四国中央支社	0896-24-1856

(2) 施設・設備・備品の整備

ア 通信・情報収集手段

(ア) 事故・災害発生時の通信・情報収集手段

- 防災ラジオ・テレビ (職員室、事務室)、パソコン、個人所有スマートフォン等
- 四国中央市防災有線告知システムポータルサイト
- 四国中央市防災・広報メール (登録が必要)
- えひめの防災・危機管理 <https://ehime.my.salesforce-sites.com/>
- 防災情報 (気象庁) <https://www.jma.go.jp/>

○土砂・大雨・浸水・洪水危険度分布「**キキクル**」(気象庁) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk>

○防災情報提供センター (国土交通省) <https://www.mlit.go.jp/saigai/bousaijoho/>

(イ) 停電発生時の校内の情報伝達手段

- 拡声器 [職員室、体育教官室、農場管理室に保管]

(ウ) 外部との相互通信のための手段

- 県教委及び四国中央市役所等とは、電話・FAX、校務系メール・メッセージ等で通信する。

(事前) 3 危機発生対策（持ち出し品）

イ 緊急時持ち出し品・文書等の整備・管理

(ア) 非常持出袋〔職員室〕★教頭席後ろ

※毎年度入れ替える。

危機管理マニュアル	四国中央市避難所運営マニュアル
防災倉庫の鍵（事務室にも常備）	// 参考資料・様式
※生徒連絡先一覧	消防計画、避難確保計画
※クラス写真	新型コロナウイルス避難所ガイドライン
※教職員名簿（緊急連絡先一覧）	避難時点呼確認用紙（各HR）
※管理責任者及び防火施設配置図	事故・事件・災害等対応記録
四国中央市病院・診療所一覧	筆記用具

※防災担当者は、適宜、連絡先一覧等（年度初め）やマニュアル等（改訂時）を入れ替える。

※職員室に常備し、非常時には教頭（不在時は教務情報処理課長・総務課長等）が持ち出す。

※職員室、体育準備室に拡声器を常備し、停電時の連絡に活用する。

〔全日制職員室〕

〔定時制職員室〕



(イ) 緊急時持出医薬品〔保健室・体育教官室〕

①非常時用救急箱（保健室）

②救急箱（体育教官室）



(ウ) 重要物品・重要書類の保管・整備〔事務課〕

〔保管物〕 校長印、職印、学校沿革史、職員人事関係書類等、卒業生台帳、指導要録

〔保管場所・保管方法〕 事務室内の耐火・防水金庫に施錠保管

ウ 事故・事件・災害等発生時の情報整理様式

生徒が事故・事件・災害等の被害に遭ったときは、以下の様式を用いて情報を整理し、「**事故・事件・災害等対応記録**」を校長に報告する。

事故・事件・災害等対応記録	
生徒名	○年○組○番 氏名○○○○
連絡先	保護者名○○○○ 電話番号○○○—○○○○—○○○○
保護者への連絡状況	
発生日時	令和○年○月○日 (○) ○時○分頃
発生場所	
概 要	
発生時の様子、症状 (意識・出血・外傷等)	
応急措置の状況 (人工呼吸・AED等)	
病院への搬送	令和○年○月○日 (○) ○時○分頃 ○○病院 (電話番号○○○○—○○—○○○○) に搬送
容態、その他	

(事前) 3 危機発生対策 (防災倉庫)

エ 防災機材倉庫 [事務課]

(ア) 四国中央市	(ウ) 学校
発電機(1)、LED 二灯投光器 (3)	組立式ダンボールベッド(2)
マンホールトイレ・トイレテント(1)	折り畳みヘルメット(5)、ヘルメット(14)
(イ) 生徒	防災備蓄毛布コンパクト(6)
乾パン(1)、水 500ml (1) × 生徒数	防災備蓄セット(1)、カットパン等(2)
※その他の場所に保管	パーソナルテントLタイプ(3)
[本館 1 階来客用御手洗]	組立式簡易トイレ (プラダントイレ) (3)
非常用トイレ (60×2)	緊急簡易トイレ (100×1)
[体育教官室]	抗菌消臭トイレセット (30×1)
トランシーバー(12)、拡声器(4)	立入禁止ロープ(1)、立入禁止テープ(5)
[全日制職員室]	ロープ(80)、軍手(48)
非常持出袋(1)、拡声器(2)	ガソリン携行缶(1)
[定時制職員室]	手回し充電ラジオ(2)
非常持出袋(1)、拡声器(1)、懐中電灯(4)	懐中電灯(5)、ランタン(5)、電池
[中庭防災ベンチ]	ブルーシート(2)
スコップ(2)、つるはし(2)、パール(2)	土のう袋(50)
ハンマー(2)、ボルトクリッパー(2)	避難所開設時の使用書類



(ア) 四国中央市



(イ) 生徒 ※入学時に購入、卒業時に返却



(ウ) 学校



※本館 1 階来客用御手洗



※防災ベンチ (中庭)



※土のう用砂置き場

川之江文化センター北側車庫前
(金生町下分 820-1)
(事業所は利用不可)



(3) 家庭・地域・関係機関等との連携

ア 家庭との連携（事前 P18 参照）

（ア）学校から家庭への情報伝達手段

①さくら連絡網 ②電話 ③teams（生徒） ④ホームページ ⑤インスタグラム

（イ）家庭から学校への情報伝達手段

①さくら連絡網 ②電話

（ウ）電話等が利用不能な場合の代替手段

①家庭訪問（不在時はメモ） ②避難所への巡回（避難所への掲示）

③学校玄関付近への掲示 ④四国中央市の広報（依頼）

※入学時に、保護者及び生徒にマチコミへの登録を要請する。

イ 地域・関係機関等との連携（事前 P18～19 参照）

愛媛県教育委員会	指導・助言、情報の提供、スタッフの派遣等
四国中央市危機管理課	避難所の運営に関する検討等
四国中央市消防本部	避難訓練の支援、心肺蘇生法講習会の講師派遣等
四国中央警察署	不審者情報の提供、防犯教室の講師派遣、防犯パトロール等
近隣の学校	不審者情報の共有、事故等発生時のサポート等
P T A	防犯パトロール、通学路の安全点検、事故等発生時の協力等

ウ 避難所への対応（→避難所 P53～62 参照）

（ア）生徒の安全確保や教育活動の維持のために、避難所エリア（開放区域）と教育活動エリア（非開放区域）を明確にする。

（イ）学校管理者として、施設・設備の安全確認、危険区域及び非開放区域等への立入禁止措置を行う。

（ウ）避難所運営協議会等の自治組織に参加し、必要な支援を行う。

(4) 避難計画・避難訓練

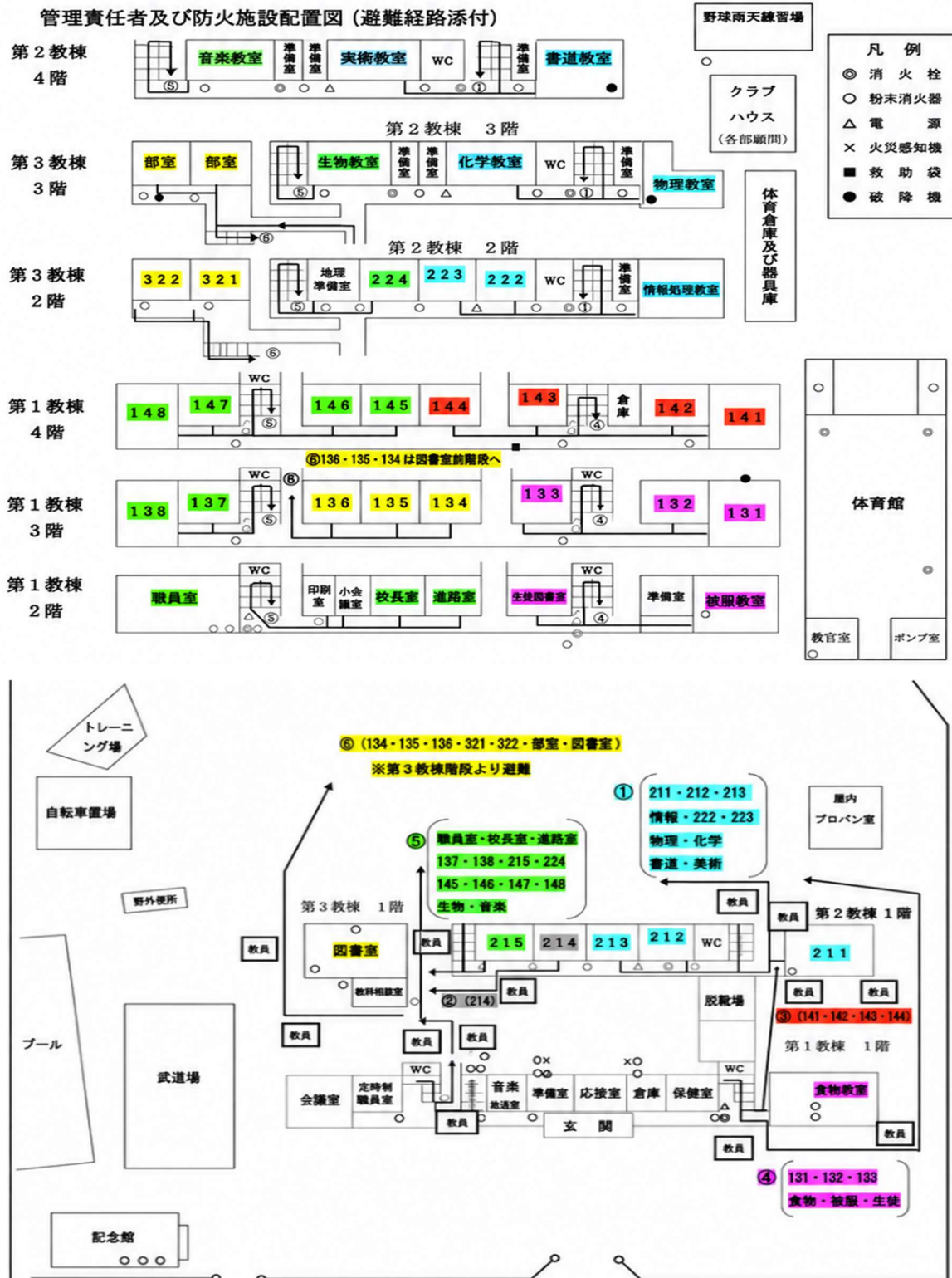
ア 避難計画 (→発生時 P 42～44 参照)

(ア) 避難場所

一次避難	机の下 (又は「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所)
二次避難	運動場 (状況によっては体育館)
三次避難	津波発生時は各教棟 3～4 階

(イ) 避難経路

- ① 校内～二次避難場所 (校庭) まで (地震・津波等) ※避難完了までの時間の目安: 7 分



(事前) 3 危機発生対策（避難方法）

② 二次避難場所（校庭）～三次避難場所まで（津波・大雨・浸水等）

- ・ 危険個所を確認し、第1教棟、第2教棟に分かれて3階以上に避難する。
- ・ 経路は校舎から校庭へ避難するときの経路を戻るようにする。

(ウ) 避難誘導方法

① 校内～二次避難場所（運動場）まで

- ・ 地震の際のクラスごとの避難経路を教室内に掲示し、日頃から生徒に周知する。
- ・ 避難経路の安全を確認した上で避難誘導を行う。
- ・ 教職員より避難経路及び行動について継続的に声掛けをする。また、パニックにならないよう落ち着かせる。
- ・ 避難後、ホームルーム担任は速やかに下記の用紙を用いて点呼し、本部に報告する。
- ・ 天候や季節によっては二次避難の際に教室から防寒具(上着)を持参することを検討する。

② 二次避難場所（運動場）～三次避難場所

- ・ 二次避難場所から三次避難場所までの避難経路の安全確認を担当者が実施する。
- ・ 避難中に生徒を見失わないよう、移動時の隊列及び教員配置は以下を基本とする。避難誘導に当たっては拡声器やメガホン等を活用し、先頭と最後尾に避難誘導担当者を配置する。
- ・ 教職員より避難経路及び行動について継続的に声掛けをする。また、パニックにならないよう落ち着かせる。
- ・ 教職員は、クラス隊列から離れないよう、長くなりすぎないように支援する。
- ・ 負傷者がいる場合には、保健室に備えてある担架等で運ぶこととする。
- ・ 生徒を引取りにきた保護者や学校に避難してきた地域住民とともに避難する可能性を検討する。ともに避難することとなった場合は、要配慮者への協力・支援を求める。

③ その他の留意点

- ・ 避難後は、警報等の解除を確認した上で、安全な場所で保護者に児童を引き渡すことを基本とする。
- ・ 津波到達予想時刻を過ぎても気を緩めることなく、更なる避難の可能性を念頭に置き情報収集を続ける（津波は繰り返し襲来する）。
- ・ 避難後も、常に周囲の状況を把握することを心掛ける。また、余震に注意する。

(エ) 避難計画の見直し

避難訓練の反省、四国中央市消防署等の関係機関の助言等を受け、随時見直すものとする。

避難時 点呼確認用紙（本部報告用）

避難者の確認

ホームルーム	年 組	生徒数 と一致
生徒数	名	
欠席者数	名	
避難確認者数	名	
行方不明者数	名	

行方不明者（あり ・ なし）

番号	氏名	備考

負傷者（あり ・ なし）

番号	氏名	備考

イ 避難訓練（事前 P13～14 参照） ※下表の実施月は目安である。

1 学期	防災訓練（4 月）、Jアラート訓練（7 月）
2 学期	Jアラート訓練（9 月）、防災訓練（12 月）、シェイクアウトえひめ（12 月）
3 学期	Jアラート訓練（12 月）

（ア）様々な事故・災害を想定した避難計画を策定し、避難訓練を計画的に実施する。

（イ）実践的な訓練になるように工夫し、予告なしの訓練、休み時間の訓練、行方不明者やけが人が発生した場合の訓練、避難経路が遮断された場合の訓練等の実施に努める。

（ウ）訓練に当たっては、**緊急地震速報受信システム「デジタルもぐら junior」**を活用するとともに、四国中央市消防署等の関係機関と適宜連携を図る。

（エ）避難訓練を基に検証し改善点がある場合、文部科学省等の指針の変更や有用な情報の入手等があった場合は、危機管理マニュアルを随時見直す。



【県教委通知】

「危機管理マニュアル…定期的に見直しを行い…全教職員が十分に理解し…、保護者にも周知…」

「予告なし避難訓練など実践的かつ効果的な訓練に取り組む…」

「教師の指示を待たずに児童生徒自らが判断し行動できるよう繰り返し訓練をする…」

【県教委調査（毎年1～2月頃）】※次の訓練を行っているか。

- | | | |
|--|--|----------------------------------|
| ☐ 予告なし | ☐ 授業中以外（休憩時間・昼休み等） | ☐ 被害想定を変更 |
| ☐ 緊急地震速報を活用 | ☐ 地域と連携 | ☐ 他の学校と連携 |
| ☐ 二次避難所までの避難を想定 | ☐ 弾道ミサイルが発射された場合の対応訓練 | |

【県教委への危機管理マニュアルの提出（不定期）】※令和4年8月に提出

(5) 教職員研修（事前 P13～14 参照）

ア 毎年度実施する研修

（ア）危機管理マニュアルの内容を理解する研修（年度初めの実施に努める。）

（イ）危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練の内容を理解する研修（避難訓練時）

（ウ）心肺蘇生法講習会

イ 必要に応じて実施する研修

（ア）事故等発生時の対応訓練に関する研修

（イ）AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修

（ウ）エピペン®の使用法などアレルギーへの対応に関する研修

（エ）避難器具の使用法に関する研修

（オ）生徒の安全教育に関する研修

（カ）生徒の心のケアに関する研修

※ 教職員の防災士資格取得を推進し、学校安全に関する校外研修に積極的に参加する。

(6) 防災機器の使用法等

ア 消火器の使用法

- (ア) 風上に立ち、消火する位置を決める。
- (イ) 安全栓を抜く。
- (ウ) ノズルをしっかりと持ち、炎ではなく火元に向ける。
- (エ) レバーを握って、手前から掃くように消火剤を放射する。

※消火器で消火できるのは、火が天井に達するまでである。

※屋内で使用する場合は逃げる場所を確認し、扉を背に放水する。



イ 第1教棟・第3教棟屋内消火栓（1号消火栓）の使用法（2人で使用）

※布製ホースがたたんで入っており、水圧が強いため、2人以上（ノズル担当、バルブ担当）で操作する。

- (ア) 消火栓ボックスの戸を開け、ノズルとホースを外す。
- (イ) 一人がホースを伸ばして出火場所へ行き、放水姿勢をとって「放水始め」と合図をする。
- (ウ) 合図を受けたもう一人は、開閉弁（バルブ）を開け（左回転）消火ポンプ起動スイッチを入れる。
- (エ) 起動表示灯（赤色の点滅）を確認する。
- (オ) 一人は放水し、もう一人はホースの補助をする。



ウ 第2教棟屋内消火栓（2号消火栓）の使用法（1人でも使用可）

※ホースに芯が入っていて折れ曲がらず、1人でも使用できる。

- (ア) 消火栓ボックスの戸を開け、ノズルを取り出す。
- (イ) 開閉弁（バルブ）を開ける（左回転）。
- (ウ) 出火場所へ行き、必要な分のホースを引き出す。
- (エ) ノズルのレバーを回して放水する。



エ 屋内消火栓の停止方法

- (ア) 開閉弁を閉め（右回転）、起動スイッチを復旧する。
- (イ) 自動火災報知設備の受信機で、復旧操作を行う。
- (ウ) ポンプ室（体育館道路側）の中の「停止」を押して給水を止め、「警報リセット」で復旧する。



オ 火災報知器作動後の復旧方法

- (ア) 作動した火災報知器の「火災報知器」と書いた赤蓋を開け、その中のスイッチを上にする。
本館に設置された古いタイプ（右側写真）は、カバーを外して復旧する。



- (イ) 旧宿直室の中にある複合火災受信機の停止ボタン（赤：2カ所）を押し、鳴動を止める。
- (ウ) 異常がないことを確認後、復旧スイッチ（オレンジ）を押す。
※復旧スイッチを押すと作動場所の表示が消えるので注意する。



- (エ) A L S O K が駆け付けるので、最終出入口の復旧により警備システムを再起動する。

カ (ア) 避難器具の設置場所及び使用方法 (第1教棟4階)

★第1教棟本館4階廊下(中央付近)救助袋

救助袋

Escape Chute

上部操作

What To Do Upper Floor



① キャビネットの
天蓋を取り除き
Remove cabinet upper cover.



② キャビネットの
前板を取り除き
Remove cabinet front cover.



③ 投げ網の
砂袋を投下し
Throw down sandbag
that guide rope.



④ 袋本体を
降下させ
Lower chute main body.



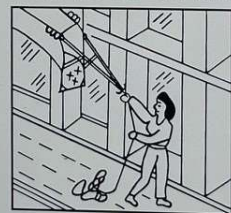
⑤ 入口枠を
引起して
Pull up entrance frame.



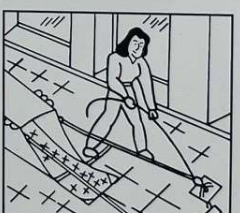
⑥ 足より降下する
Enter into chute
with legs first.

下部操作

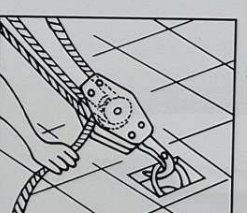
What To Do On Ground



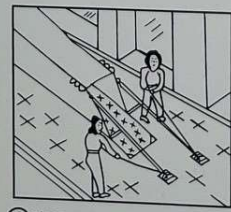
① ロープをひっぱり
固定環に近づけ
Pull rope toward
fixing ring.



② 滑車を固定環に
ひっかけ手前に引っぱる
Attach pulley on fixing ring and
pull rope toward you.



③ ロープを強くはり
ハドメにする
Pull hard to tension
and fasten rope.



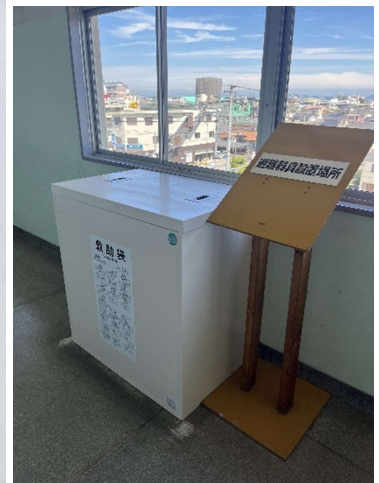
④ 出口のロープを足でおさえ
展張完了の合図を送る
Keep treading on rope at
outlet and give sign to
escapers that chute is
ready.



⑤ 手を挙げ足を
そろえて降下する
Descend in chute with arms
stretched upward and legs
stretched and contact
together.

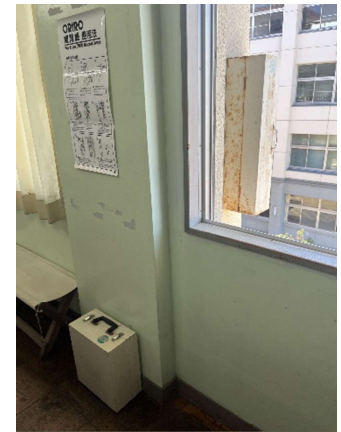


⑥ 足を拡げて
スピードを調節する
Open legs to control speed.



カ (イ) 避難器具の設置場所及び使用方法 (第1教棟3階)

★第1教棟3階131教室「オリロー」



カ(ウ) 避難器具の設置場所及び使用方法 (第2教棟)

★第2教棟4階書道教室、3階物理教室「オリロー」

ORIRO

緩降機 使用法

How to use ORIRO Descent Device

取付金具 D2型 BOX付

1



●カバーを取りはずします。
Remove the cover.

2



●吊環を持って、アームを外に倒すように上げます。
Pull up the arm by using the ring, and fold down the arm outward.

3



●両手で取手を持ち、ストッパーが作動するまで支柱を上げます。
Grab the handles with your both hands and pull up the main column until the stopper is engaged.

4



●調速器のフックを吊環に掛け、安全環を確実に締めて確認します。
Hang the hook of the speed regulator on the ring, close the safety ring firmly and check if it is securely closed.

5



●ロープの巻いてあるリールを外に投下します。
Throw down the reel around which the rope.

6



●着用具を胸部に着用し、ベルトを両手で持ち身体を後に倒すと、ベルトが締まります。
Fix the wearing harness under your arms, hold the belt with your both hands, and lean your body backward to tighten the belt.

7



●2本のロープを持って外へ出て、身体を壁面に向けてロープをはなして降下します。
Hold two ropes and go outside of the window. Make your body face the wall, release the ropes, and descend.

8



9



●着地したら、上で待って居る人の為に、素早く着用具をはずし、安全な場所へ避難して下さい。
When you reach the ground, take off the wearing harness as quickly as possible for the people waiting up in the building, and escape to the safe place.

K-001TB



書道教室（4階）



物理教室（3階）

カ (エ) **避難器具**の設置場所及び使用方法 (第3教棟)

★第3教棟3階廊下 「スローダン」



第3教棟 非常時出口

(事前) 3 危機発生対策 (AED・担架)

キ AED・担架設置場所

(ア) 保健室 (廊下) ※担架×2



(イ) 体育館 (入口の外側) ※担架×1



(ウ) 武道場 (運動場側)



(エ) トレーニング場 (入口の内側)



※ オレンジタイプは、ふたを開けると自動的に電源が入る。

※ グリーンタイプは、ふたを開けた後、電源ボタンを押す。

ク **緊急時開放備蓄型自動販売機 (LIFE LINE VENDER)**

- (ア) 武道場横に1台設置
- (イ) 事務室にフリーペントキーを保管



ケ **公衆電話** (図書館前)

- (ア) 110番・119番通報は、硬貨不要



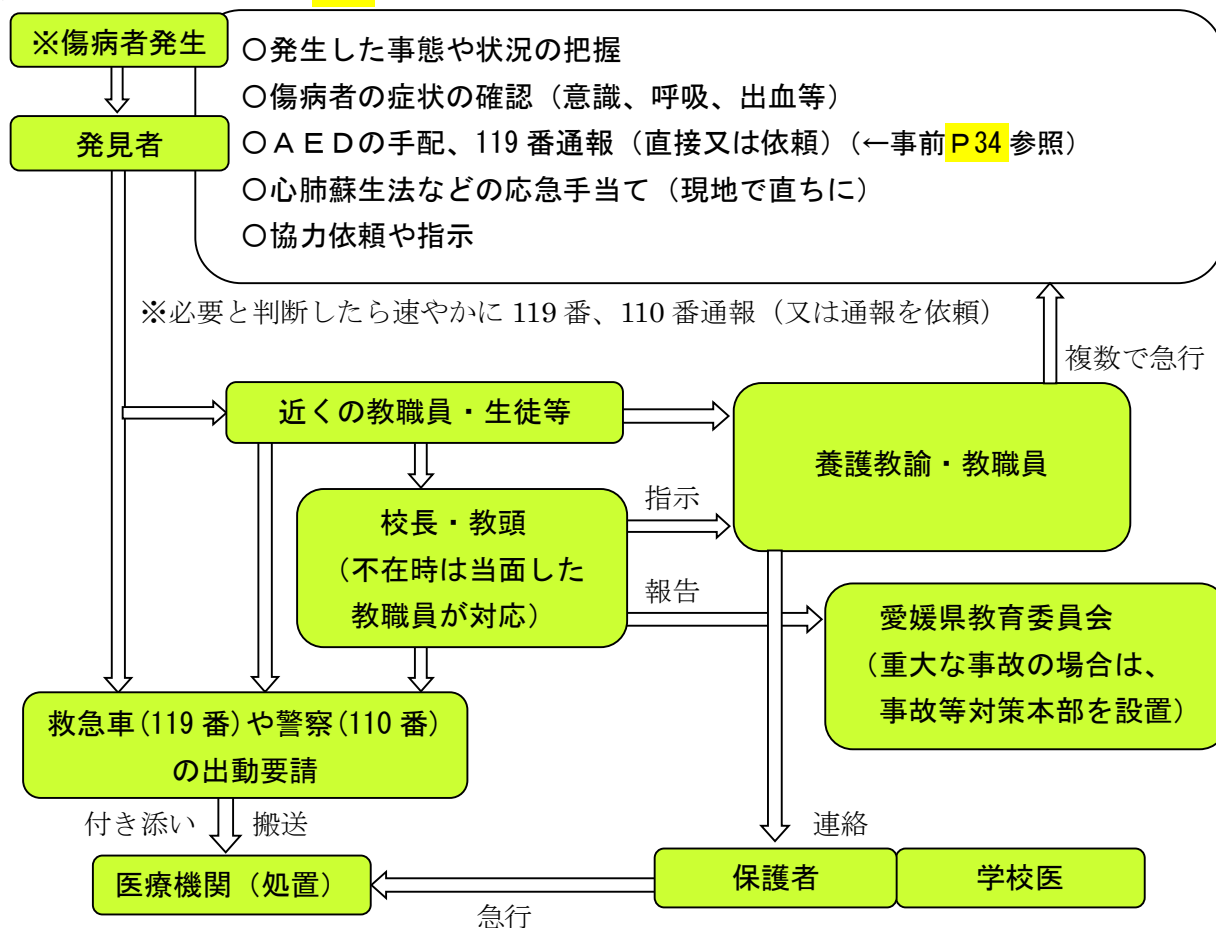
(7) **安全教育** (事前 **P9** 参照)

- ア 「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について、理解し、正しい判断に基づき、進んで安全な行動ができるようにすることを、安全教育の目標とする。
- イ 学校安全年間計画に基づき、教育活動全体を通して実施する。
- ウ 地域に根ざした学びにより生徒の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。
- エ 自分にとって都合の悪い情報を無視、過小評価する**正常化の偏見(バイアス)**への理解を深める。
- オ 安全教育の実施後、学習への取組状況の観察や成果物、生徒・保護者・教職員アンケート、講師の講評等、多様な方法で評価し、指導計画を見直す。

Ⅱ 発生時 (初動) の危機管理

1 傷病者発生時の対応

(1) 基本的対応 (←事前 P11 参照)



※ 保護者がすぐに病院に来られない場合は、医師の説明やけが等の状況を正確に記録する。

※ 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」加入者を対象に、学校の管理下で生じ、医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が 1 つの災害につき 500 点以上の治療費が発生したけが等に対して、治療費が支給される。

一次救命措置の手順 (←事前 P34 参照)

①安全確認

〈反応はあるか?〉 → (あり) 具合を尋ねる

↓ (なし or 判断に迷う)

②大声で応援を呼ぶ (119 番通報・AED 依頼)

〈普段どおりの呼吸はあるか?〉 → (あり) 様子を見ながら応援・救助隊を待つ

↓ (なし or 判断に迷う)

③直ちに胸骨圧迫を開始する

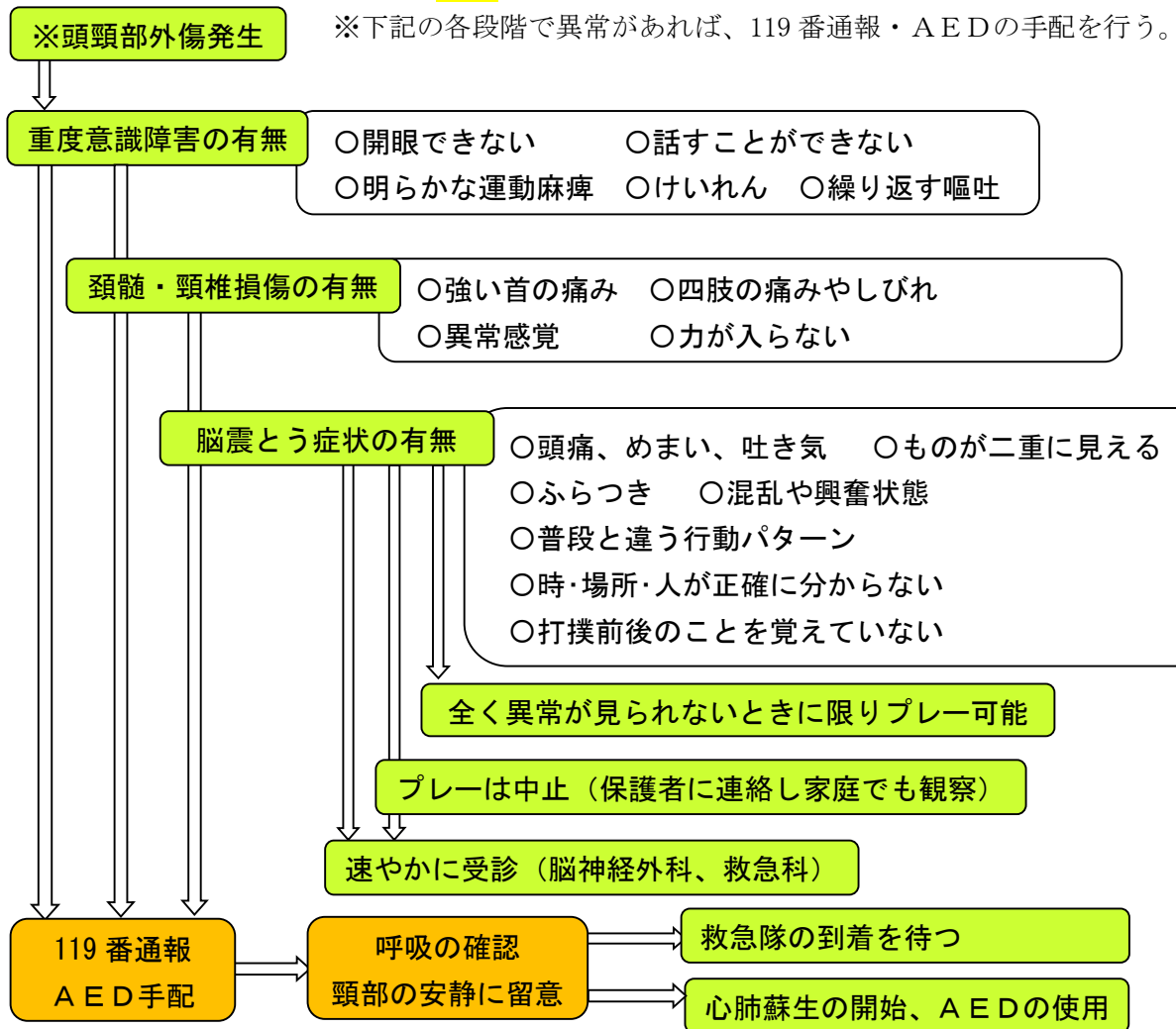
※強く (約 5 cm)、速く (100~120 回/分)

※人工呼吸の技術と意思があれば、胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回の組合せ

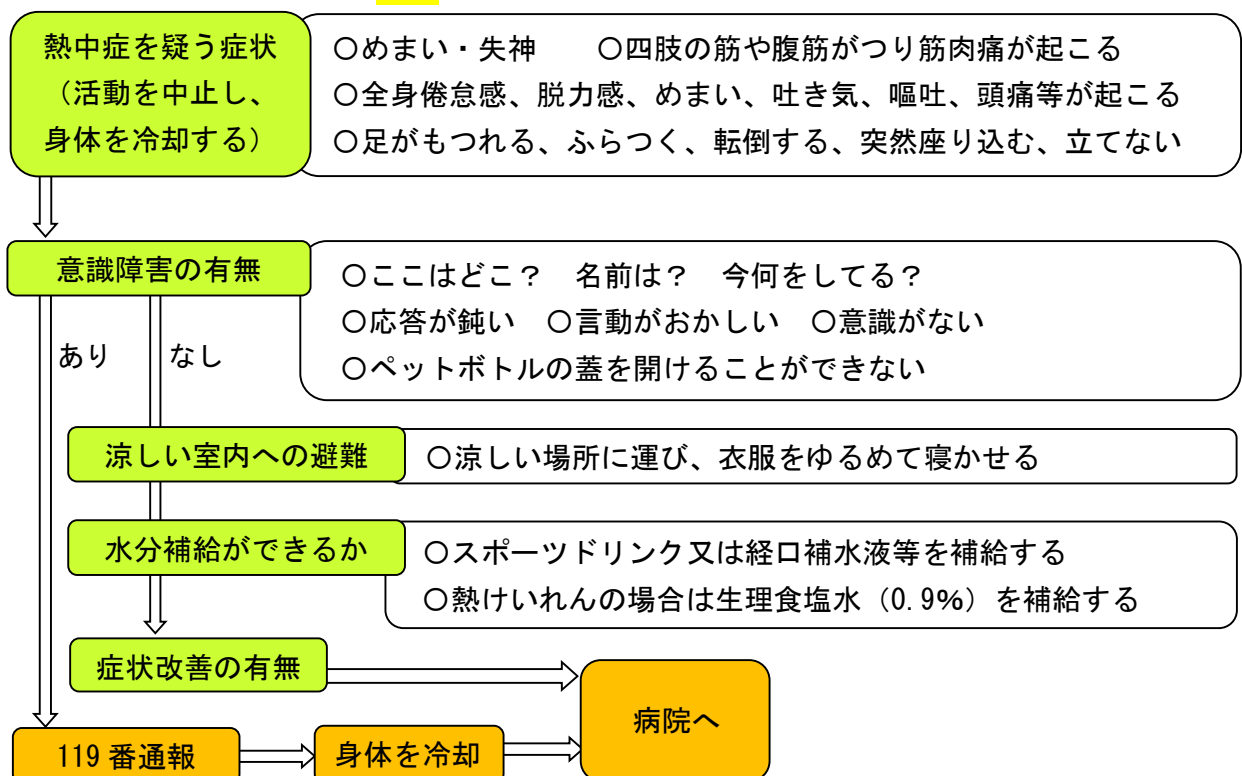
④AED を装着する

※AED の心電図解析に従い実施 (電気ショックの必要がなければ胸骨圧迫を継続)

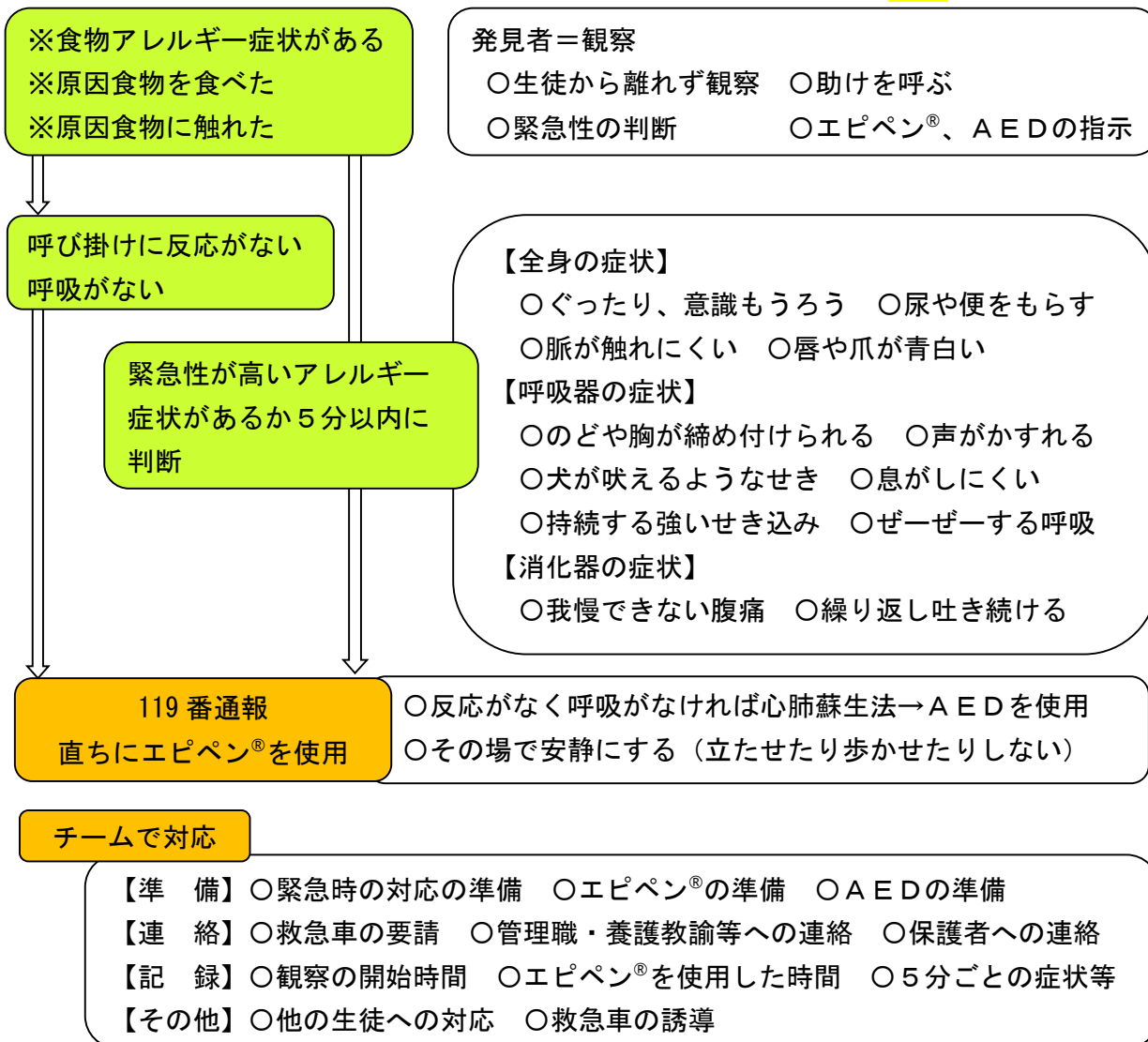
(2) 頭頸部外傷への対応 (←事前 P11 参照)



(3) 熱中症への対応 (←事前 P11 参照)



(4) 食物アレルギー(アナフィラキシーショック)への対応(←事前 P12 参照)



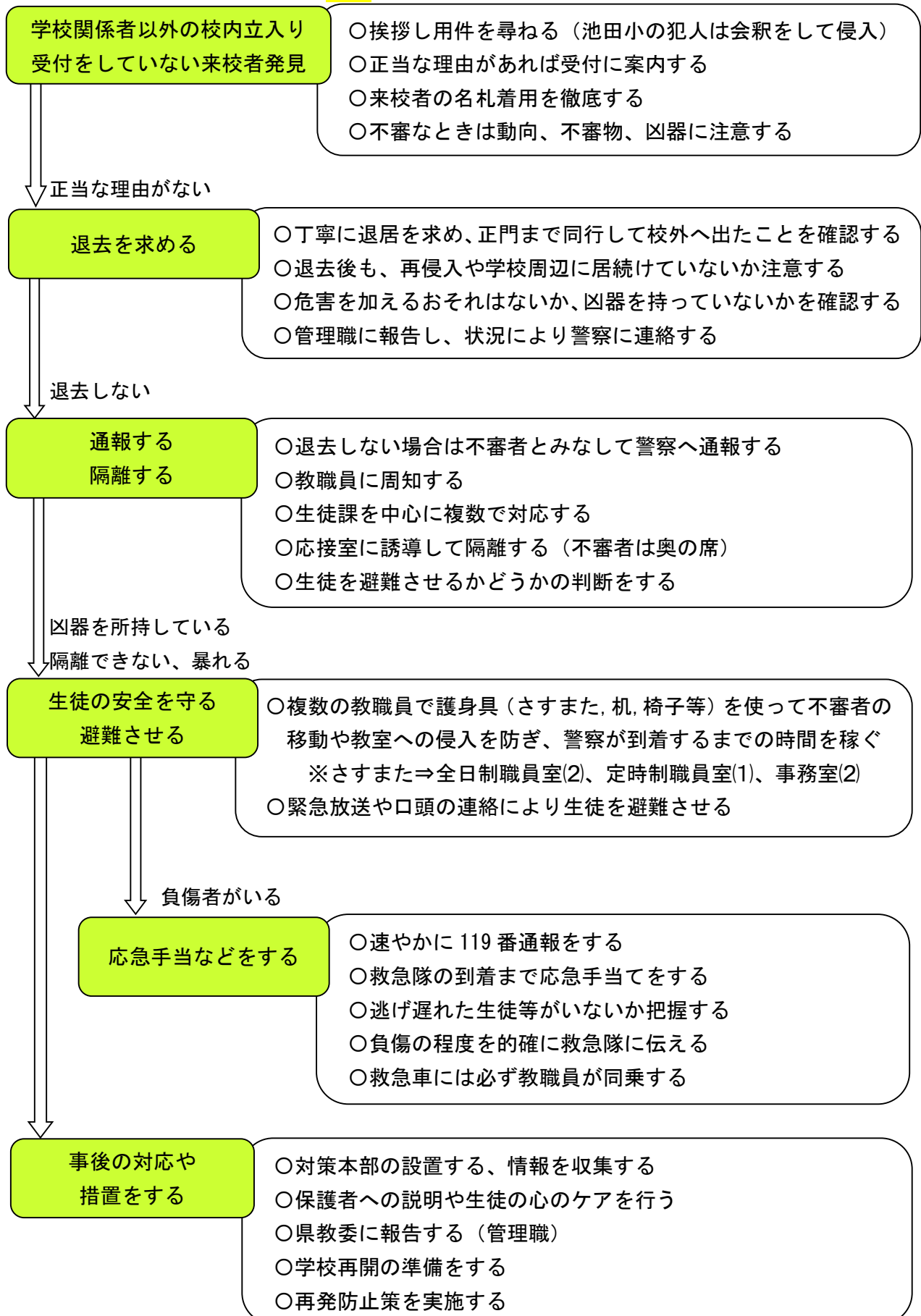
〔エピペン®の使用方法〕

- (ア) 携帯用ケースからエピペン®を取り出す。
(イ) 青色の安全キャップが浮いていないか、薬液が変色していないか、
また沈殿物がないか確認する。
(ウ) オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向け、利き手で持つ。
(エ) もう片方の手で青色のキャップをまっすぐ上に外す。
(オ) 本人以外が打つ場合、足が動かないように固定する。
(カ) 衣服の上から打つ場合、ポケットの中身を取り出す。
(キ) 太ももの前外側に垂直になるように、オレンジ色のニードル
(針)カバーの先端を当てる。
(ク) カチッと音がするまで強く押し当て、数秒間待つ。
(ケ) エピペン®を太ももからはなす。オレンジ色のニードル(針)
カバーが伸びていることを確認する。
(コ) 使用済みのエピペン®を携帯用ケースに戻す。



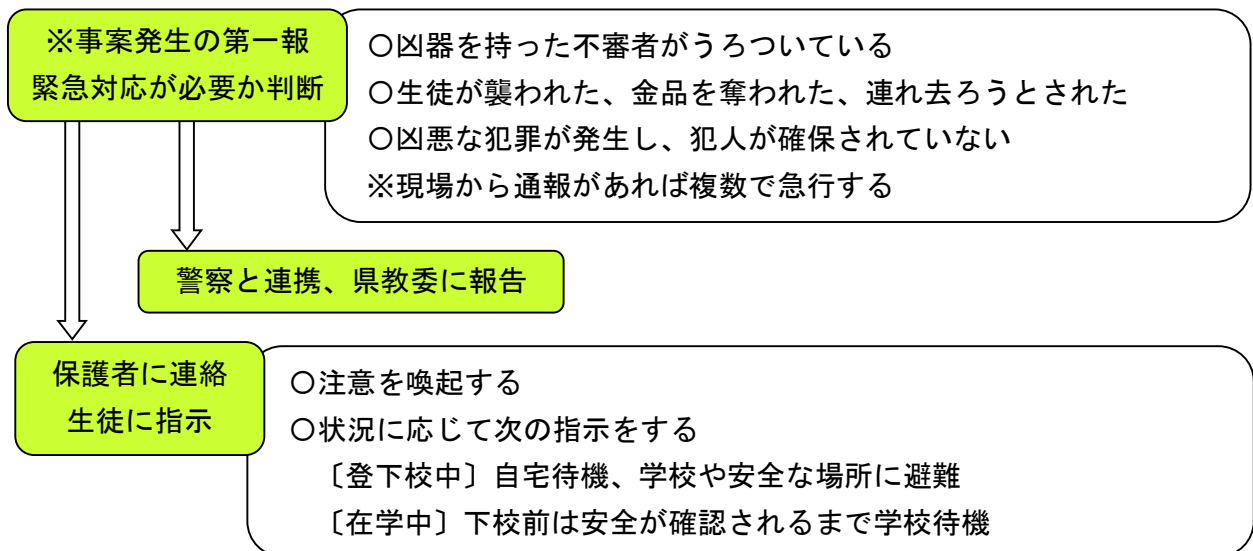
2 犯罪被害発生時の対応 ※大阪教育大学附属池田小学校事件 (H13) の教訓を生かす。

(1) 不審者侵入時の対応 (←事前 P12 参照)

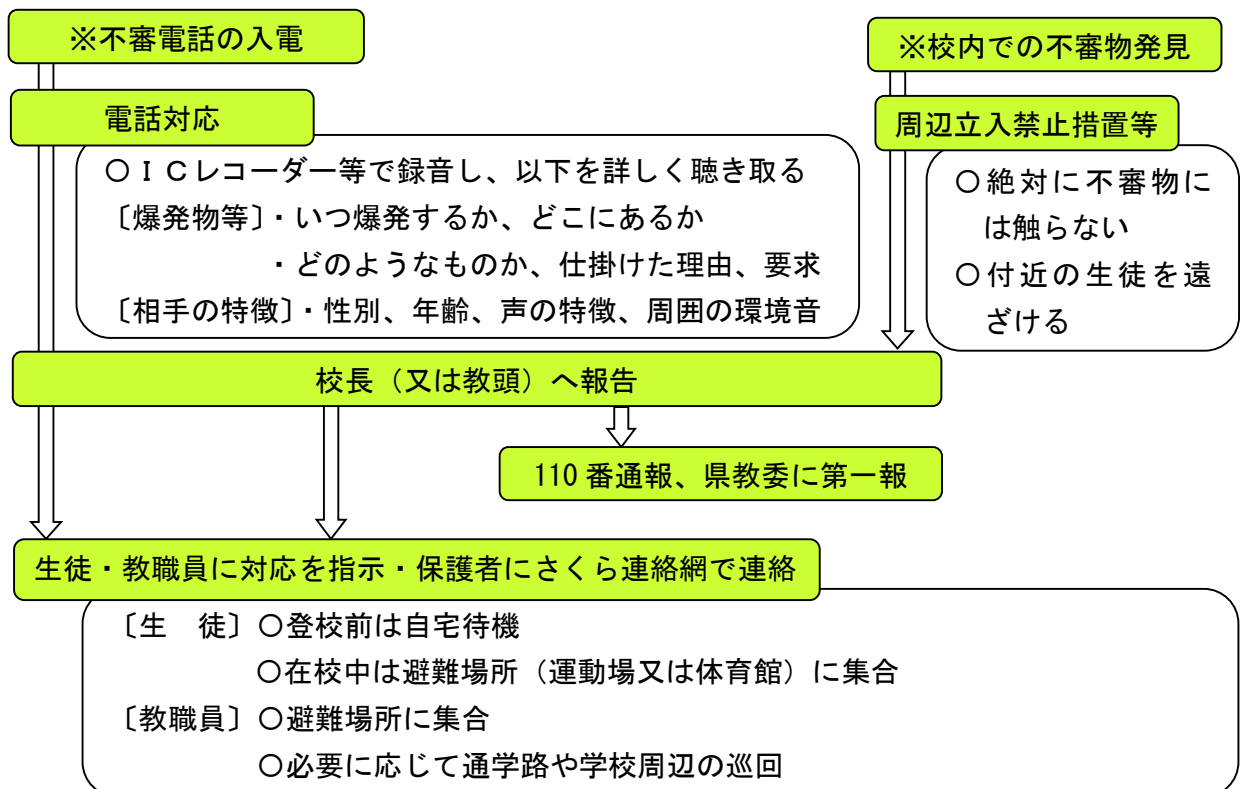


(発生時) 2 犯罪被害(近隣での犯罪・犯罪予告・不審物)

(2) 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

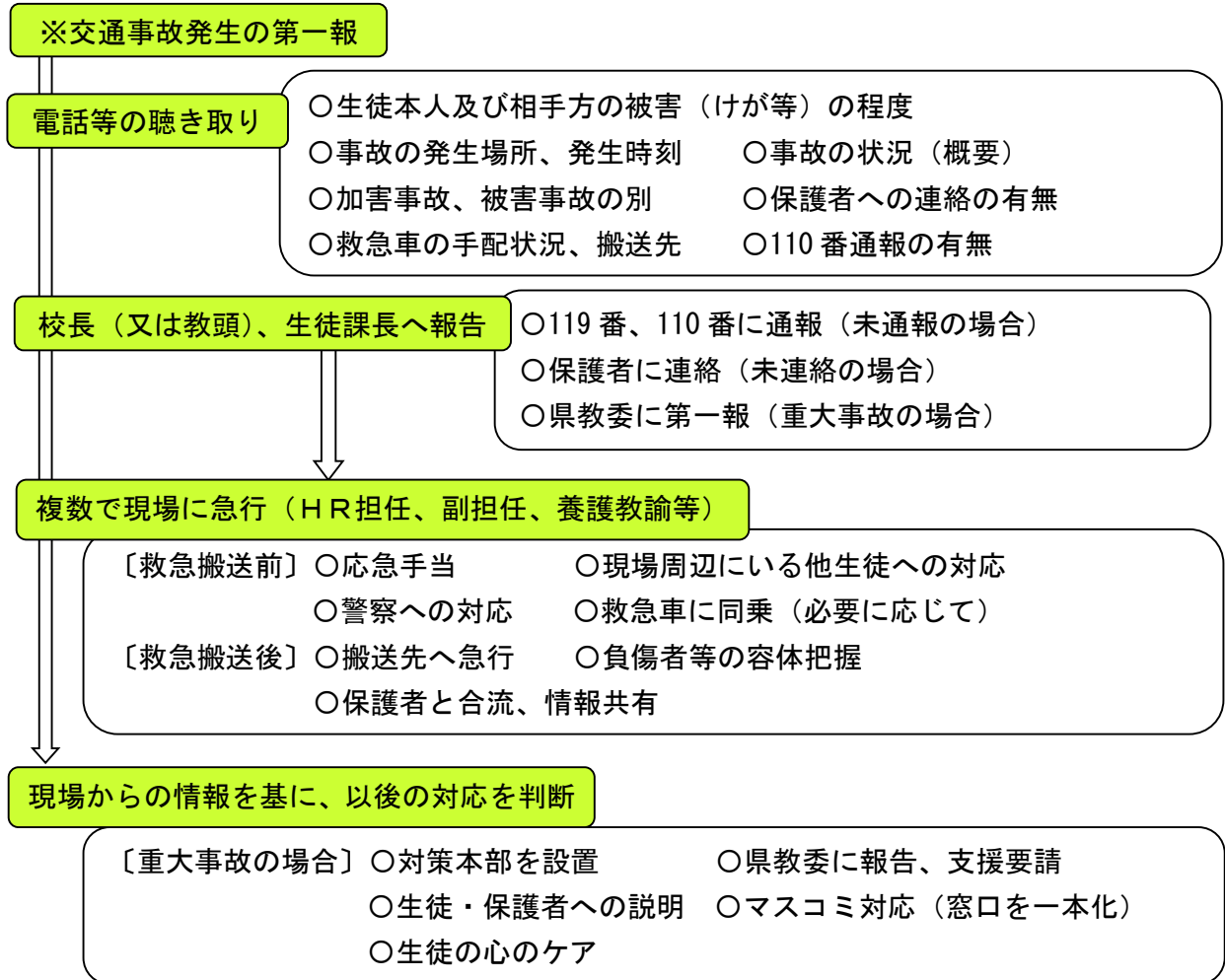


(3) 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応



3 交通事故発生時の対応

(1) 生徒が交通事故に遭った場合の対応



※ 県下の高校で自転車乗車時のヘルメット着用義務化（平成 27 年 4 月）

※ 「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」一部改正により、自転車損害保険等への加入義務化（令和 2 年 4 月）

※ 「道路交通法改正」により、自転車に青切符制（反則金）を適用（令和 8 年 4 月）

(2) 教職員が交通事故に遭った場合の対応

ア 県教委の通知（令和 3 年 1 月）

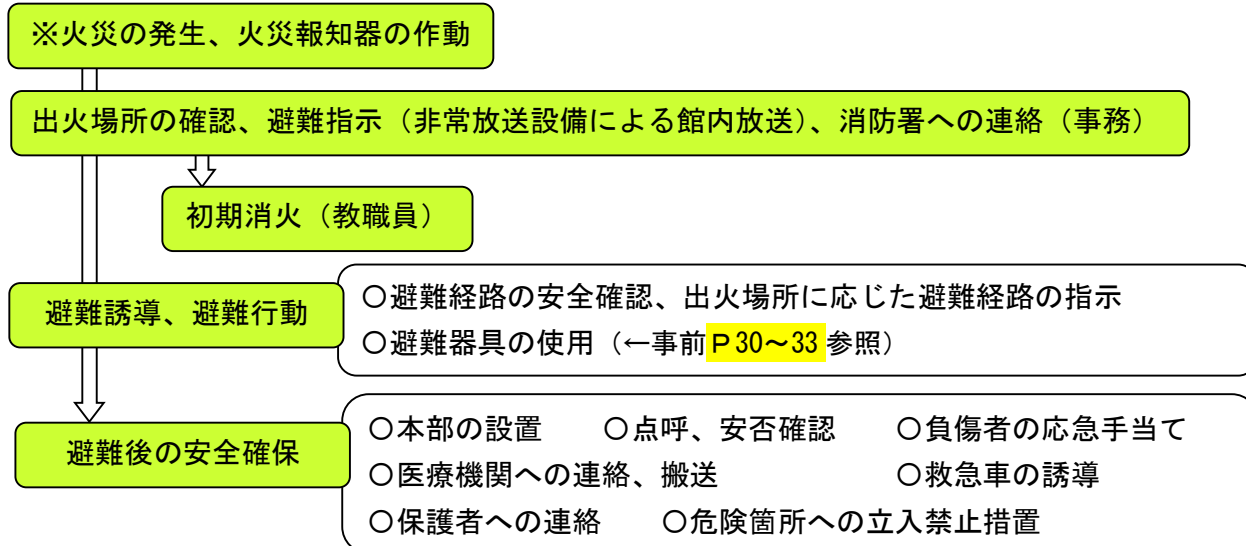
「教職員の交通事故・違反については、内容の軽重を問わず、全ての事案について事故等報告書を高校教育課教職員係に提出する。」

イ 管理職に「教職員の交通事故・違反報告書（様式第 1 号）」を提出する。記載内容な次のとおりである。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ○事故等の種別（人身、物損、違反） | ○相手方の氏名等 |
| ○事故の区分（加害、双方不注意、被害、不明） | ○使用車両（教職員方、相手側） |
| ○公私の別（校務中、通勤途中、私用） | ○事故等の概要 |
| ○所属、職名、氏名、生年月日、年齢 | ○損害の状況（教職員方、相手側） |
| ○発生日時、発生場所 | |

4 災害発生時の対応

(1) 火災発生時の対応



〔火災発生時の緊急避難〕

- ア 消火器の使用（←事前 P 28 参照）
- イ 避難器具（緩降機・救助袋）の設置場所及び使用方法（←事前 P 30～33 参照）
- （ア）第1教棟4階（廊下中央付近） （ウ）第2教棟4階・3階（書道教室・物理教室）
- （イ）第1教棟3階（131 教室） （エ）第3教棟3階（廊下中央付近）
- ウ 屋内消火栓の使用、停止方法（←事前 P 29 参照）
- エ 火災報知器作動後の復旧方法（←事前 P 29 参照）

(2) 気象災害発生時の対応

ア 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

（ア）防災気象情報等の収集

リアルタイム気象情報（松山地方気象台ホームページ）等で情報を収集する。

（イ）臨時休業等の判断基準

〔気象警報発表時〕

登校後、四国中央市又は居住地域において次の警報が発表された場合は、自宅待機とする。正午までに解除された場合は、安全に注意して登校する。正午まで解除されない場合は、自宅学習とする。長期休業中の補習、模擬試験等について、9時に解除された場合は登校し、9時までに解除されない場合は自宅学習とする。

レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報、
暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、各種の特別警報

〔地震、津波発生時〕

当日、四国中央市又は居住地域において次の警報が発表された場合は、自宅待機とする。学校からの指示があれば、安全に注意して登校する。

緊急地震速報（警報）、津波警報、大津波警報

（ウ）臨時休業等の連絡

さくら連絡網及びホームページで生徒、保護者に速やかに連絡する。

(エ) 県教委(高校教育課)への登校状況報告〔教務主任〕

第一報 8:50 までに学年別欠席者数等を報告システムで送信 9:00 までに電話連絡

第二報 10:30 までに報告システムで送信(以降2時間おきに送信)

※登校後に帰宅させる決定をした場合は、直ちに報告システムでの報告及び電話連絡を行う。

(オ) 県教委(教育総務課施設厚生室財産グループ)への被害状況報告〔管理職〕

警報(波浪、高潮、大雪を除く)が発令された市町管内の学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等(①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響)を必ず FAX (089-912-2914) で報告する。〔メール不可、状況により電話連絡可、写真データはメール送信〕

◎ 8:00 及び 17:00 時点で警報発令中(8:00 及び 17:00 までに報告)

◎ 8:00~17:00 の間に解除(速やかに報告) 17:00~翌 8:00 の間に解除(翌 8:00 まで)

イ 突発的な気象災害等の発生時の対応(在校時)

※警報、特別警報発令

○浸水など学校周辺で災害危険を示す兆候が発生

災害対策本部の設置

○想定される事象の確認(浸水、ゲリラ豪雨、雷、竜巻等)
○教職員等へ情報共有
○避難判断、避難先の決定(浸水時は2階以上)

避難誘導、避難行動

○避難経路の安全確認、適切な避難経路の指示

避難後の安全確保

○点呼、安否確認 ○臨時休業の判断
○JR等運行状況の確認 ○県教委への状況報告
○保護者への連絡(マチコミ) ○下校、保護者への引き渡し

(3) 雷注意報発令時の対応

※積乱雲が接近

○真っ黒い雲が近づく。雷の音が聞こえる。急に冷たい風が吹く。

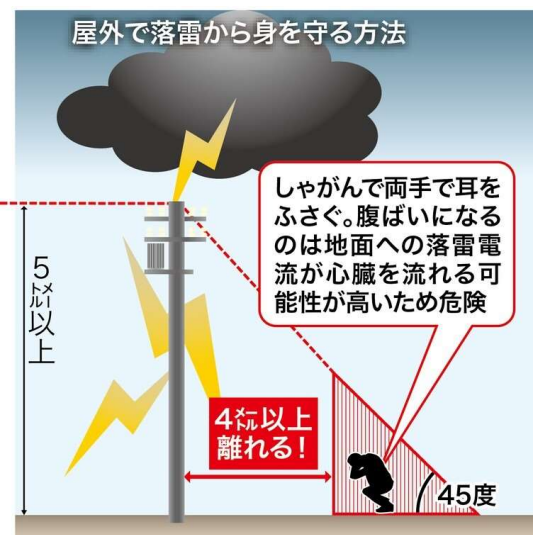
屋外活動の中止

※「雷ナウキャスト」活動度2~4のときは活動を中止する。

○部活動などを中断し、速やかに屋内又は安全な場所に移動する。
→鉄筋コンクリート建築、自動車・バス・電車の内部は安全。

安全な場所がない場合

○低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くする。
○電柱などの高い物体のてっぺんを45度の角度で見上げる範囲で、物体から4m以上離れたところ(保護範囲)に退避する。



(発生時) 4 災害(地震)

(4) 地震発生時の対応 (←事前 P16・→事後 P46～47 参照)



(5) その他の危機事象発生時の対応(弾道ミサイル)

Jアラート・緊急サイレンと緊急放送
・携帯電話に緊急速報メール

(例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、〇時〇分頃、〇〇県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

避難行動

【屋外にいる場合】近くの建物か地下に避難する
【建物がない場合】物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
【屋内にいる場合】窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
※床に伏せて頭部を守る
※激しい爆風や破片などから身を守るため、状況に応じた避難行動をとる

Jアラート(ミサイル落下情報・ミサイル通過情報)

【屋外にいる場合】口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する
【屋内にいる場合】換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして部屋を密閉する

情報収集

【国民保護ポータルサイト】
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html
【首相官邸ホームページ】<http://www.kantei.go.jp/>
【Twitter アカウント 首相官邸災害・危機管理情報】@Kantei_Saigai

(6) 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

ア 校外活動中に発生した場合の対応(←事前 P15・→事後 P47 参照)

- (ア) 校外活動実施前の事前検討で想定される様々な事故・災害に応じて情報を入手し、事前に設定した避難場所に一時避難する。※計画書に避難場所や避難先を明記する。
- (イ) 修学旅行等でグループ別の個別行動をとっている場合の災害発生に備え、連絡先を明確にし、生徒との連絡手段を確保する。
- (ウ) 引率責任者は陣頭指揮を執って生徒の安全に最善を尽くし、状況を管理職に報告する。
- (エ) 管理職を中心に対策本部を設け、安否確認、保護者への連絡、必要に応じた応援教職員の派遣等を行う。

イ 校内行事中に発生した場合の対応(←事前 P15 参照)

- (ア) 入学式、卒業式、体育祭等の保護者や地域住民が参加する校内行事では、生徒と共に来校者を避難誘導する。
- (イ) 多くの来校者が校内におり、個別の対応が難しい場合は、PTA役員に協力を求め、対応を依頼する。

Ⅲ 事後の危機管理

1 事後（発生直後）の対応

(1) 安否確認（←発生時 P 44～45 参照）

ア 生徒が学校内にいる場合

一次避難場所（運動場）で安全を確保し、点呼により安否を確認して、本部に報告する。

イ 生徒が学校内にいない場合

ホームルーム担任を中心に教職員が手分けして安否を確認する。さくら連絡網、電話連絡に加え、状況に応じて家庭訪問を行い、次の確認をする。

- ①生徒の安否、けがの有無・程度 ②生徒の家族の安否、けがの有無・程度
- ③居場所（避難先） ④今後の連絡先、連絡方法
- ⑤被災状況（生徒の様子、自宅家屋の様子、避難の必要性の有無、困っていることなど）

ウ 安否確認の判断基準

校長は、原則として次の判断基準により、生徒の安否確認を指示する。

在校中 校外活動中	○事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動をとった場合
登下校中	○ 震度5強（状況により5弱）以上の地震が発生した場合 ○津波警報、大津波警報が発令された場合 ○ 大雨に関する警戒レベル4（状況によりレベル3）以上が発表された場合 ○四国中央市内で突風、竜巻、雷による被害が発生した場合 ○通学路上で、河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害被害が発生した場合 ○不審者等の情報が入り、危険な状況が考えられる場合
夜間・休日等	○ 震度5強（状況により5弱）以上の地震が発生した場合 ○津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ○その他、犯罪やテロ等の被害が発生し、危険な状況が考えられる場合

エ 安否確認の役割分担及び方法（←事前 P 16 参照）

在校中	授業中	授業担当者	生徒名簿で確認する
	行事中	ホームルーム担任等	生徒名簿で確認する
	休み時間	ホームルーム担任等	生徒名簿で確認する
	部活動中	部活動顧問	部員名簿で確認する
校外学習中		引率教職員	生徒名簿で確認する
登下校中	ホームルーム担任等		保護者に連絡
	担任以外		地域を分担し通学路をたどる
夜間・休日等		ホームルーム担任等	保護者に連絡、家庭訪問

オ 保護者に電話連絡ができない場合

- (ア) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（Web171）の活用（←事前 P 18 参照）
- (イ) 家庭訪問（不在時はメモ等を残す）
- (ウ) 避難所への巡回
- (エ) 学校への連絡の呼び掛け（さくら連絡網、ホームページ、正門や避難所への掲示等）

カ 安否確認のため教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く場合

- (ア) 原則として複数(二人一組)で行動し、単独行動は避け、二次被害を防止する。
- (イ) 携帯電話等を携帯し、学校に定時連絡を入れ、連絡を途絶えさせないようにする。
- (ウ) 被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- (エ) 安否確認情報(負傷の有無、被災状況、避難場所等)を集約し、校長に報告する。

(2) 引渡しと待機(←発生時 P44 参照)

ア 判断

校長は、事故・災害等の発生状況、被害状況、今後の見通し等に関する情報を収集し、生徒の安全を最優先して、下校、引渡し、待機を判断する。

イ 判断基準の目安

下校(集団・個人)	全ての条件を満たす	○震度5強以下、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨警戒レベル4以上の発令なし ○通学路の危険なし
保護者への引渡し	全ての条件を満たす	○震度6弱以上、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨警戒レベル5の発令なし ○地域の大規模な被害の発生なし
待機	いずれかに該当する	○津波警報、大津波警報の発表あり ○大雨警戒レベル5の発令あり ○雷ナウキャストで活動度4の発表あり ○地域に凶器を持った不審者・犯罪者あり

ウ 下校、引渡しを判断した場合

- (ア) さくら連絡網及びホームページ等による保護者への連絡
- (イ) 状況に応じた集団下校、下校前の安全指導、教職員の同行
- (ウ) 帰宅方法(いつ、だれと、どのような方法で、どこへ)の記録と情報の集約
- (エ) 残っている生徒の保護

エ 学校待機を判断した場合

- (ア) 校舎、体育館等の安全点検及び待機場所の決定
- (イ) さくら連絡網及びホームページによる保護者への連絡
- (ウ) 事故・災害等に関する情報の継続的収集
- (エ) 備蓄品の活用
- (オ) 県教委への報告、必要に応じた支援の要請

オ 校外学習中に事故・災害等が発生した場合(←事前 P15・発生時 P45 参照)

校長は、引率責任者と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び生徒の下校・引渡し(現地又は学校)・待機を判断する。通信手段の途絶等により連絡がとれない場合は、引率責任者が判断する。

- (ア) 避難場所への速やかな避難、引渡場所への移動
- (イ) さくら連絡網及びホームページ等による保護者への連絡
- (ウ) 事故・災害等に関する情報の継続的収集
- (エ) 引渡し状況に関する情報の集約

(3) 生徒・保護者・報道機関への対応

ア 事故・災害発生時の連絡

(ア) 事故・災害等が発生し生徒等が被災した場合、次のとおり保護者に速やかに連絡する。

第一報	事故等の概況、けがの程度、応急処置や緊急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理し、できるだけ速やかに連絡する。
第二報	事故・災害等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

イ 担当窓口の指名

(ア) 校長は、連絡・支援等の窓口となる担当者を、原則として次のとおり指名する。

教頭	死亡事故、治療期間 30 日以上を負傷や疾病、複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等
学年主任	その他の事故・災害等

(イ) 人事異動により担当者が交代する場合は、十分な情報共有と引継ぎを行う。

ウ 対応上の留意点

(ア) 保護者の心情に配慮して丁寧に対応し、事実に関する情報を迅速かつ正確に伝える。

(イ) 保護者が希望する場合は、スクールカウンセラーや専門機関の支援を受けられるようにする。

(ウ) 応急対応終了後、基本調査段階、詳細調査段階のそれぞれに応じた支援を行う。

(エ) 兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

(オ) 在校生徒への説明、緊急保護者会、報道発表等を実施する場合は、保護者に了解を得るとともに、発表内容の確認を得る。特に、氏名、年齢、疾病の程度、経緯など、プライバシーに関わる情報は、公表の可否を必ず確認する。

(カ) 生徒が死亡した場合は、特に次の点に配慮する。

- ① 保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
- ② 保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の生徒の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
- ③ 保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。

エ 生徒・保護者への説明の判断基準

(ア) 校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、生徒及び保護者に対してその概要を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。

- ① 死亡事故
- ② 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病
- ③ 複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- ④ 報道やインターネット等を通じて生徒・保護者が見聞する可能性が高い事故・災害

オ 生徒への説明

(ア) 状況に応じて緊急全校集会、学年集会、ホームルームでの説明会を開催する。

(イ) 生徒の心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー等の支援・助言を受ける。

カ 保護者への説明

(ア) できるだけ文書で情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者説明会等を開催する。

(イ) 保護者宛文書には、次のような内容を記載する。

- ① 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）

- ② 休校措置、再開の目途など
 - ③ 保護者説明会の開催予定
 - ④ 心のケア等に関する取組
 - ⑤ その他、必要と考えられる事項
- (ウ) 緊急保護者説明会では、次のような説明を行う。
- ① 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度等）
 - ② 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況等）
 - ③ 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等）
 - ④ 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供等）
 - ⑤ その他、必要と考えられる事項

キ 報道機関への対応

- (ア) 校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、県教委に連絡し、県教委・学校のどちらが対応窓口になるかについて協議する。
- (イ) 学校が対応窓口となった場合、校長又は教頭が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。
- (ウ) 報道機関への対応上の留意点は、次のとおりとする。

正確な事実情報の提供	個人情報、人権等に最大限配慮しつつ、正確な情報を提供する。 ○警察・消防等関係機関の情報を収集し、事実確認を行う。 ○事前に保護者の意向を確認し、発表内容について承諾を得る。 ○県教委に発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
誠意ある対応	学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう対応する。
公平な対応	報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないようにする。
報道機関への要請	取材可能場所・時間、生徒・教職員への取材の可否等を要請する。
取材者の確認と記録	社名、取材者氏名、電話番号など連絡先を記録する。
明確な回答	誤解が生じないように、以下の点に留意する。 ○確認のとれた事実のみを伝え、憶測や個人的見解は述べない。 ○未決定事項や答えられないことを、その理由とともに説明する。 ○説明の誤りが判明すれば、直ちに訂正を申し出る。
記者会見の設定	多数の取材要請がある場合は、県教委と協議の上、その支援を受けて時間・場所を定めた記者会見を行う。

(4) 教育活動の継続

ア 臨時休業・臨時登校等の措置

- (ア) 校長は、下記の基準に当てはまる場合、県教委と協議の上、臨時休業を判断し実施する。
- ① 震度5強以上の地震（ただし、被害が軽微である場合を除く。）
 - ② 本校に避難所が設置されるなど、大きな被害が出た場合
 - ③ その他、事故・災害等により必要と認められる場合
- (イ) 校長は、臨時休業が一週間以上続くと見込まれる場合、必要に応じて、県教委と協議の上、登校可能な生徒・教職員を対象に臨時登校を判断し実施する。その際、下記の点に留意する。
- ① 校舎等被害の応急措置、危険個所の立入制限を行い、安全を確保する。
 - ② 上下水道や電力、トイレ等のライフラインの復旧状況を考慮する。
 - ③ 通学路の安全性を確認する。

イ 学校教育の再開に向けた被害状況調査

- (ア) 生徒・教職員及びその家族の安否、住宅等の被害状況を取りまとめる。
- (イ) 校舎等の施設・設備の被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。また、後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録し、校内平面図に位置を明記する。
- (ウ) 学校周辺及び通学路の被害状況を把握し、危険箇所を確認する。

ウ 応急教育に係る計画の作成

- (ア) 教育の場の確保に努め、安全が確認された校舎のほか、必要に応じて他の施設を借用し、県教委と協議の上、仮設校舎の建設、仮設のトイレや給水栓等の設置を検討する。
- (イ) 被害状況に応じて教育課程を再編成し、授業形態の工夫、臨時学級編成、臨時時間割の作成、教職員の再配置、学校行事の実施方法の工夫等を行う。
- (ウ) 避難所運営との調整を行い、立入禁止区域の確認、動線設定、生活ルールの確認を行う。
- (エ) 県教委と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

エ 被災生徒の支援

- (ア) 教科書や学用品等の確保に努める。
- (イ) 就学援助を必要とする生徒を把握し、県教委に報告する。
- (ウ) 避難・移動した生徒及び転出する生徒の実情を把握し、必要に応じて就学手続きを行うとともに、心のケアに努める。

オ 避難所運営への協力

- (ア) 本校に避難所が開設された場合、教職員は、生徒の安全確保、学校機能の維持、教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。
- (イ) 避難所が開設された場合、**避難所運用マニュアル**により対応する。(→避難所 P53～62 参照)

	災害状況等	避難所の状況	協力内容等
救命避難期	(直後～) ○ライフラインの途絶 ○地域社会の混乱 ○継続する余震 等	〔事故等発生〕 ①地域住民等の学校への避難	○施設設備の安全点検 ○開放区域の明示 ○駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) ○消防・警察・自衛隊等の救助開始	②避難所の開設 ③避難所の管理・運営	○名簿作成 ○関係機関への情報伝達と収集 ○水や食糧等の確保 ○衛生品の管理と仕分け、配布等 ○衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) ○近隣地域等からの救援物資等 ○応急危険度判定士による安全点検	④自治組織の立ち上がり ⑤自治組織の確立	○自治組織への協力 ○ボランティア等との調整 ○要援護者への協力 等
学再校開機能	(数週間後～) ○仮設住宅等への入居	⑥避難所機能と学校機能の同居 ⑦避難所機能の解消と学校機能の正常化	○学校機能再開のための準備

2 心のケア

(1) 生徒の心のケア

ア ホームルーム担任、養護教諭を中心に、日常生活の健康観察、面談、アンケート調査、保健室の来室状況、保護者等からの情報収集等により、生徒の心身の健康状態を把握する。

イ 事故・災害等を経験したことにより、情緒・行動・身体・認知面等にトラウマ反応が現れた生徒の支援に努める。

ウ 生徒の心のケアが必要と認められる場合は、教育支援委員会を開催し、心のケア体制を確立する。

エ 必要に応じて専門機関や関係機関との連携を図る。特に、次のような症状が見られた場合は、スクールライフアドバイザーや精神科医等専門家、関係機関等との連携を図り、支援する。

(ア) 急性ストレス障害【ASD】

事故等の遭遇した恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出し、情緒不安定、睡眠障害などが3日から1ヶ月持続する。

(イ) 心的外傷後ストレス障害【PTSD】

上記アの状態が1ヶ月以上持続する。

(2) 教職員の心のケア

ア 校長は、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮する。

イ 教職員は、生徒への適切な支援のためには、自身の健康管理が重要であることを理解する。また、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

3 報告・調査・評価・検証・再発防止

(1) 県教委への報告、支援要請

ア 校長は、事故・災害等が下記に該当すると判断した場合、速やかに県教委へ報告する。

報告対象事案	○死亡事故の発生 ○治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生 ○その他、複数の生徒・教職員が被災するなど、事故・災害の発生
報告先	愛媛県教育委員会 高校教育課 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 Tel 089-912-2950 Fax 089-912-2949

イ 校長は、基本調査の実施、保護者への説明、報道機関への対応等により必要と判断した場合、県教委に人員の派遣や助言などの支援を要請する。

(2) 基本調査の実施等

ア 基本調査の対象は、次のとおりとする。

(ア) 学校管理下(登下校中を含む)において発生した死亡事故

(イ) その他の事故のうち、被災生徒の保護者の意向も踏まえ、県教委が必要と判断した事故

イ **基本調査**における役割分担は、次のとおりとする。

校長	基本調査の全体統括・指揮
教頭	基本調査の取りまとめ、教職員に対する聴き取り
担任、養護教諭、部活動顧問等	当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り

ウ 生徒・教職員から聴き取り調査を行う際は、その目的を明らかにした上で、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

エ 教職員からの情報収集は、記録用紙への記載や聴き取りとする。また、教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

オ 生徒からの聴き取りを行う際は、以下の点に配慮する。

(ア) 聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

(イ) 当該生徒が話しやすい教職員が聴き取りを担当するなど、柔軟に対応する。

(ウ) 保護者と連携して心のケア体制を整え、自然と語れる雰囲気を作るよう工夫する。

(エ) 必要に応じて、記録用紙に記載してもらう方法をとる。

カ 教頭は、調査で得られた情報を時系列にとりまとめる。

キ 校長は、整理された情報を県教委に提出する。

ク 県教委が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校として協力する。

(3) 評価・検証・再発防止

ア 校長は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、危機管理の評価・検証を行う。

事前の対応	☐ 点検など事前の未然防止対策に不足はなかったか。 ☐ 教職員への周知や研修に不足はなかったか。 ☐ 生徒への安全教育に不足はなかったか。 ☐ 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はなかったか。
発生時の対応	☐ 生徒の安全確保は適切に行われたか。 ☐ 校内の緊急連絡体制は機能したか。 ☐ 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか。 ☐ 情報収集・管理は適切に行われたか。
発生後・事後の対応	☐ 生徒・保護者への対応は適切に行われたか。 ☐ 校内の対策本部体制（役割分担、情報共有等）は機能したか。 ☐ 関係者、関係機関との連携は適切だったか。 ☐ 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか。

イ 校長は、評価・検証により得られた問題点や改善点について、教職員、生徒、保護者、関係機関への説明や意見聴取を踏まえ、再発防止策を検討する。

IV 避難所運営マニュアル

1 避難所の開設

災害対策本部の設置

- 本部の指示の下、「復旧・避難所班」(特活課長)を中心に対応する。非常参集教職員が臨機応変に協力する。

避難所開設の要請 施設の開錠

- 校長の指示の下、学校管理者(本校)が必要な施設を開錠する。
- 休日等の場合は、現着した教職員が随時開錠する。

施設の安全点検

- 「施設状況確認表」(市:様式5)を用いて施設の安全点検を行う。危険箇所には立入禁止の措置をとる。
- 避難者へは、運動場での一時待機を求める。

避難者の誘導・受付

- 派遣された市の職員や初期避難者と協力して対応する。
- 体育館で受付**を行い、「避難者カード」(市:様式2)、「健康チェックシート」(市:様式3)に記入していただく。
- 各避難者に「体調チェック表」(市:様式4)を配布する。
- ペット同伴の場合は「ペット登録簿」(市:様式16)に記入する。
- 負傷者・体調不良者、要配慮者(障がい者、妊産婦・乳幼児、要介護者等)、感染症罹患者に対応する。
- 【**健常者(体育館)**】【**体調不良者・感染症罹患者(記念館2階)**】
- 【**要配慮者(武道場2階)**※授乳・おむつ交換スペースあり】

負傷者への対応

- 救急セットを活用し、軽傷者の応急手当を行う。
- 重傷者は、119番や川之江対策支部に連絡し、搬送を要請する。

災害対策支部への状況報告

- 市の避難所担当職員が派遣されている場合は、「避難所状況報告書」(市:様式6)を手渡し、口頭で状況を報告する。
- 派遣がなければ、**災害対策本部川之江支部(28-6200)**に「**避難所状況報告書**」(市:様式6)をFAX又は手渡しで報告する。

不測の事態への対処

- 施設が使用できない場合、川之江対策支部の指示を受け、避難者を別の避難所に誘導する。
- 避難者が避難所の容量を超える場合、川之江対策支部の指示を受けて対応する。
- 避難所周辺に延焼火災が発生した場合、川之江対策支部の指示を受け、最寄りの広域避難場所等に一時退避する。

(避難所) 1 避難所（避難所の開設）

(1) 避難所開設時の流れ

※災害が発生し、川之江高校が避難所となる。⇒当面のリーダーを決める。

①リーダーは協力者を集め、避難所開設のためのチームを作る。

1	安全確認チーム	施設の安全確認
2	受付設置チーム	受付の設置
3	区画割りチーム	居住区画・部屋名等を表示

②リーダーは避難者受入れのためのチームを作り、受入れを開始する。

- リーダーはチーム長を指名し、指示する。
- 各チームのチーム長は、リーダーに状況を報告する。

	チーム名	業務内容	引き継ぎ先
1	総務チーム	災害対策本部等との連絡	総務班
2	受付チーム〈必須〉	受入れの準備	施設管理班
3	誘導チーム〈必須〉	居住スペースへの誘導	施設管理班
4	トイレチーム〈必須〉	使用できるトイレの確保	衛生班
5	ペットチーム	ペットの受入れ	衛生班
6	救護チーム	疾病者の把握、応急対応	救護班
7	要配慮者チーム	要配慮者の把握、生活支援	救護班
8	食料・物資チーム	食料・物資の受入れ、配給	食料・物資班
9	情報伝達チーム	被災者への情報伝達	情報広報班

③避難者の状況が落ち着き次第、本格的な避難所運営本部を設置し、業務を引き継ぐ。

(2) 避難所受入れ手順

【受付チーム】「避難者カード（世帯ごと）」「健康チェックシート」への記入を求める。

受付チーム	どうやって避難してきたか	車・自転車等は置き場を指示
ペットチーム	ペットの同伴はあるか	ペットスペースへ誘導・説明
救護チーム	体調不良、けがはあるか	応急手当、感染症は別室へ誘導
要介護者チーム	支援は必要か	要配慮者エリアへ、家族と相談

【誘導チーム】「避難者カード」に記入した避難者を、居住スペースに誘導する。

- 要配慮者は武道場2階に誘導する（授乳・おむつ交換スペースあり）。要配慮者への支援は家族と相談する。
- 体調不良者・感染症罹患者は記念館2階に誘導する。
- 記念館1階は「相談室」「来客用面会室」とする。

2 避難所の運営

避難者カード等の提出

- 受付時、世帯ごとに「**避難者カード**」(市:様式2)、個別に「**健康チェックシート**」(市:様式3)に記入していただく。
- 避難者一人一人に「**健康チェック表**」(市:様式4)を配布し、各自で健康管理を依頼する(提出なし)。

各活動班の立ち上げ

- 避難者の中から、各活動班を選出する。
- 各活動班の確定後、班ごとに班長を選出する。

総務班	○運営委員会の事務局業務 ○災害対策支部との連絡調整 ○安否確認等問合せへの対応
情報広報班	○被害情報や災害情報等の収集・整理 ○避難者への情報伝達 ○マスコミへの対応
施設管理班	○安全点検と危険箇所への対応 ○避難所の防犯対策、環境整備 ○ 避難所利用者名簿 (市:様式1)の作成、管理
食料・物資班	○食料・物資の調達、受入れ、管理、配布 ○備蓄物資等の配布 ○炊き出しの対応
救護班	○救護に関する活動 ○健康管理活動 ○救護所・医療機関との連携
衛生班	○生活用水の確保 ○トイレ・ごみに関する対応 ○その他の衛生活動に関する対応

運営委員会の立ち上げ

- 避難所運営の中心を担う運営委員会を立ち上げ、会長、副会長、その他の委員を選出する。
- 「**運営委員会名簿**」(市:様式7)を作成する。

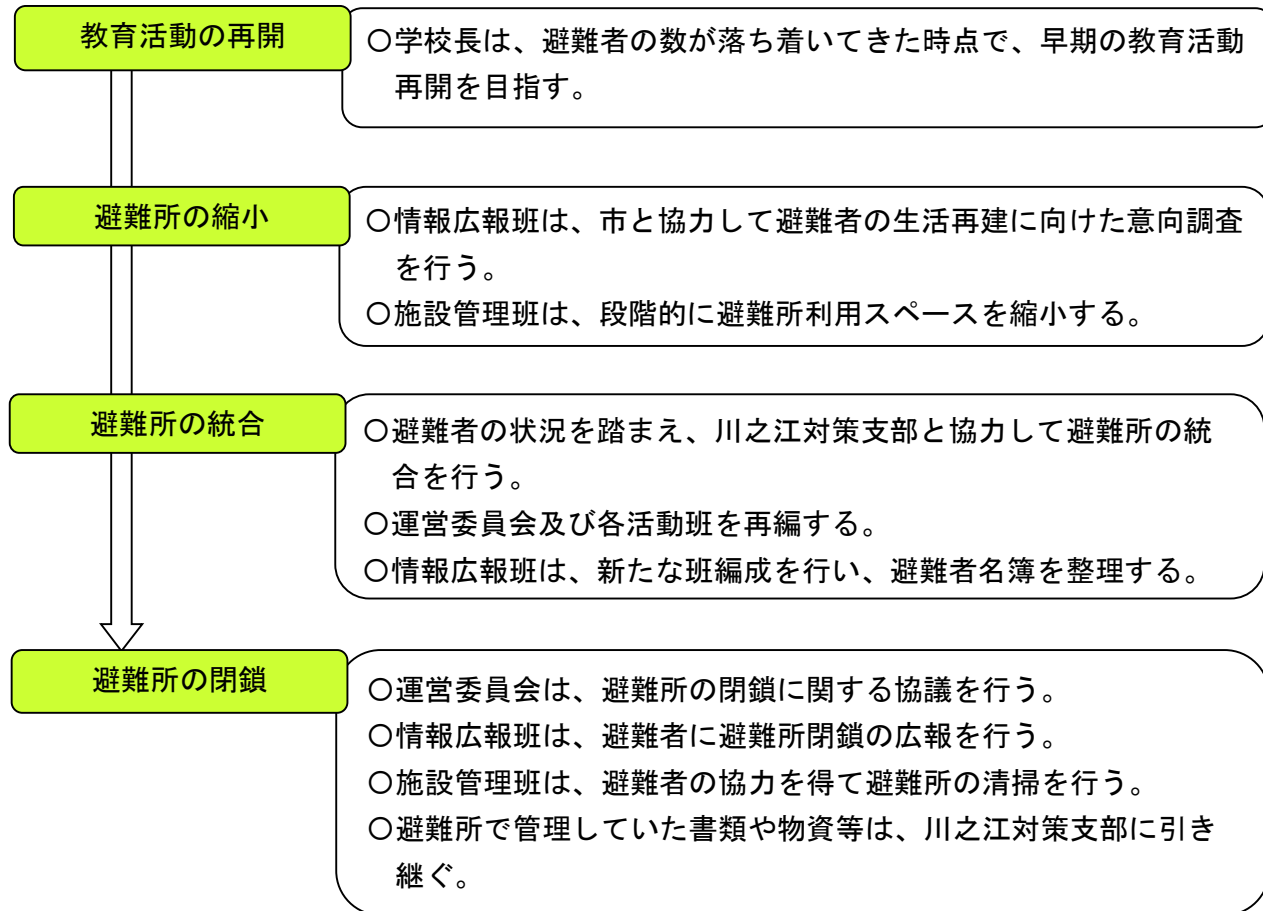
各活動班による活動

- 活動状況を運営委員会で報告し、各活動班の情報を共有する。
- 必要に応じて市職員や施設職員等の支援を受けて対応する。
- 「郵便物・宅配便受取簿」(市:様式8)、「ボランティア受付簿」(市:様式10)、「マスコミ用受付用紙」(市:様式11)、「外泊届用紙」(市:様式12)、「食料・物資要請票」(市:様式13)、「食料・物資受入簿」(市:様式14)、「食料・物資管理簿」(市:様式15)、「地域での確認事項」(市:様式17)を活用する。

運営会議の開催

- 1日2回(朝食前、夕食後)を目安に**会議室等**で開催し、避難所生活ルールの調整、避難状況や活動状況の情報共有、避難者の意見・要望、課題等への対処法等の検討、災害対策支部との情報共有等を協議する。
- 協議事項は総務班長が「**避難所運営記録簿**」(市:様式9)に記録し、内容を取りまとめて避難者に周知・伝達する。

3 避難所の閉鎖



4 避難所のルール

(1) 生活時間

- ア 消灯時間は 22 時です。防犯のため、運営本部などは、ランタンなどで点灯したままとします。
- イ 食事時間について、朝食は 8 時、昼食は 13 時、夕食は 18 時を目途とします。
- ウ 電話の受信は、9 時から 18 時までとします。放送で連絡し、伝言を渡します。

(2) プライバシーの保護

- ア 居住区画及び世帯区画は、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにしてください。
- イ 居住区域での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう、使用する際には、イヤホンを使用してください。
- ウ 携帯電話は、居住区画ではマナーモードにし、特に夜間は居室内での使用は控えてください。

(3) 夜間の警備体制

- ア 夜間、共有部分は消灯せず、22 時に居住スペースのみ消灯します。
- イ 夜間は避難所受付に当直者を配置し、防火防犯のために避難所内の巡回を行います。当直は交代制で行いますので、御協力ください。

(4) 食料配布

- ア 食料・水などは公平に配布します。ただし、不足する場合は高齢者、障がい者、妊産婦、子どもなどに優先して配付します。

- イ 食料の受取時・配布時は、必ず手洗いか手指消毒をしてください。
- ウ 食料配布時は期限表示を再確認し、期限内に消費するよう注意喚起してください。
- エ 調理品は取りおきできませんので、調理後一定の時間までしか配布しません。
- オ 食物アレルギーに十分注意してください。

(5) 物資配布

- ア 物資などは公平に配布します。ただし、不足する場合は高齢者、障がい者、妊産婦、子どもなどに優先して配付します。
- イ 配付する物資などの内容や数量は、その都度放送などで皆さんに伝達します。
- ウ 生理用品など女性は、室で女性が配付します。
- エ 各自必要な物資があれば、食料・物資班に連絡してください。

(6) 電気使用

- ア 停電している場合は、発電機を使用します。
- イ 発電した電気の優先順位は、以下のとおりとします。
 - ①夜間照明 ②運営委員の情報通信機器 ③調理器具 ④要配慮者居住スペースの暖房
 - ⑤個人の情報通信機器

(7) 火気使用

- ア 避難所で火気を使用する場所は、原則として食物教室と屋外の炊き出し場のとします。居住区間での火気の使用は行わないでください。また、火気を使用する際は、必ず消火バケツや消火器を用意してください。
- イ 夜間 20 時以降は、避難所内で火気を使用しないでください。
- ウ 居住区画で施設管理者に確認した使用可能なストーブ等暖房器具を使用する際は、責任を持って管理してください。燃料を交換する際は、食料・物資班に申し出てください。
- エ 避難所は原則として禁煙です。喫煙する場合は、施設外の所定の場所で喫煙してください。

(8) トイレ使用

- ア 設備点検まで、又は下水道が使用できない場合は、組み立て式仮設トイレを使用します。排泄物は、排泄物用のごみ袋等は所定の場所に捨ててください。
- イ 下水道は使用できるが上水道が使用できない場合は、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を利用し、施設のトイレ又はマンホールトイレを使用します。使用後はポリバケツに汲み置きしてある水を一度タンクに入れて、レバーを引いて流してください。
- ウ 下水道・上水道共に使用できる場合は、施設のトイレを使用します。
- エ トイレトペーパーは、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨ててください。また、捨てた後は悪臭防止のため必ずふたを閉めてください。

(9) 清掃

- ア 世帯単位の割当区域は当該世帯が、割当区域間の通路などは相互に協力して清掃してください。
- イ 避難所全体の共用部分やトイレは、施設管理班の指示に従い全員で協力して清掃してください。割当区域間の通路などは、相互に洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。

(10) 洗濯

- ア 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。
- イ 物干し場は、男女別で定めた場所に干してください。なお、物干し場は必ず、男性場所は男性が、女性場所は女性が干してください。

(11) ごみ処理

- ア 世帯ごとに発生したごみはそれぞれの世帯が、共同作業で発生したごみは作業担当者が責任を持って処理してください。
- イ ごみは、 四国中央市と同じルールで分別してください。

(12) ペット飼育

- ア 避難所の居住スペース部分へのペットの持ち込み、工程での放し飼いは禁止します。
- イ ペットには迷子札を装着し、体育館南駐輪場にペットスペースを設け、ケージやキャリーケース等を使用して飼育します。
- ウ ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。散歩時の排泄物の管理も同様とします。
- エ 大型動物・危険動物・蛇などの爬虫類の同行を原則禁止します。
- オ 身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。ただし、避難所内で他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別室を準備するなど配慮します。

(13) 授乳及びおむつ替え

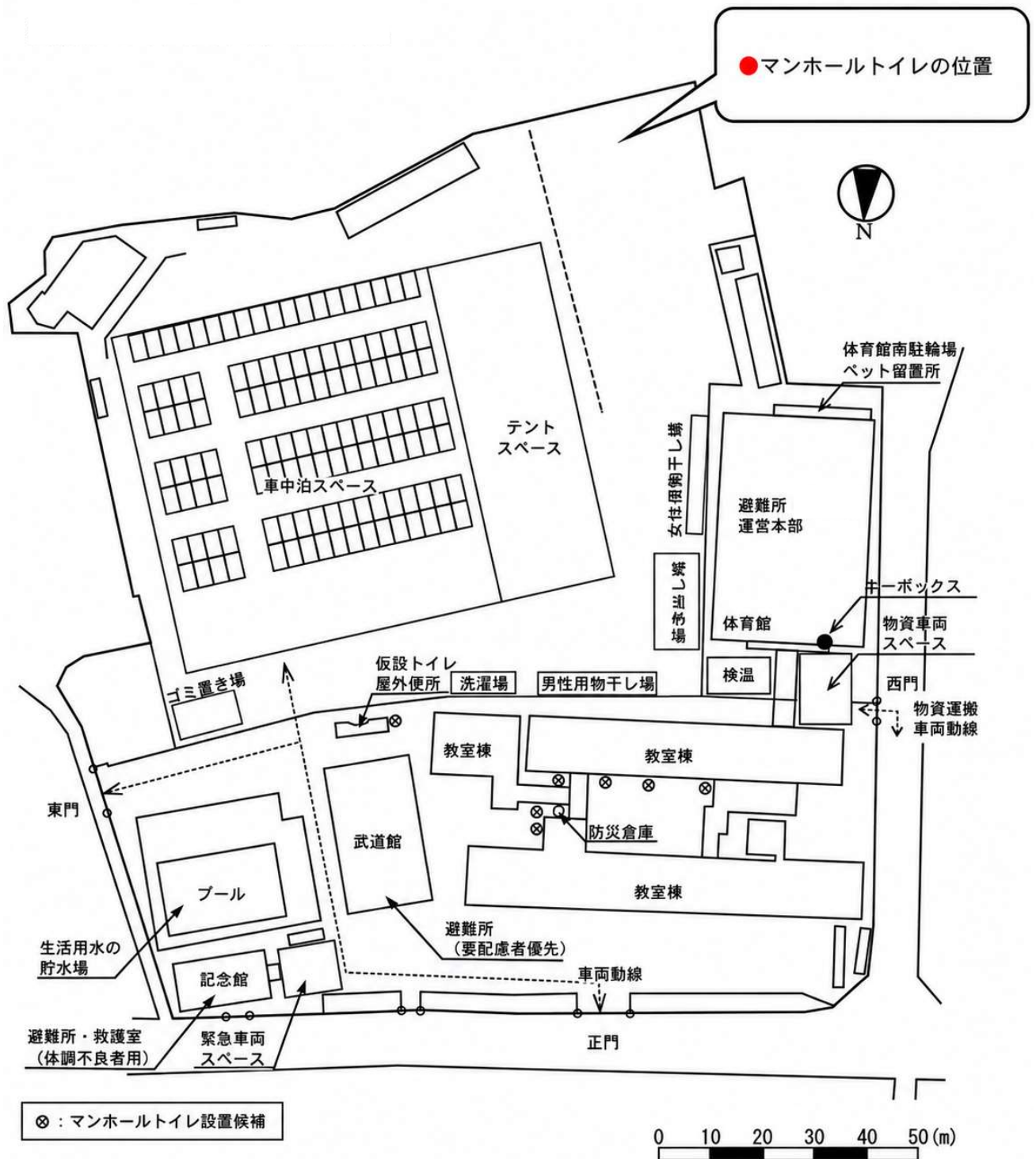
- ア 授乳及びおむつ替えの場所は、指定の場所（武道場 2 階）を設置します。授乳場所への男性の立ち入りは禁止します。
- イ おむつについては、悪臭防止・感染予防のため、小さいビニール袋に入れてから所定のごみ・資源集積場に捨ててください。

(14) 感染症予防

- ア 食事の前・トイレの後は手を洗ってください。また、炊き出しや配食のときは手洗いをし、使い捨て手袋及びマスクを装着してください。水の確保が困難な場合は、手指消毒用アルコールで消毒し、使い捨て手袋及びマスクを着用してください。
- イ 屋外・室内の履物は履き替えてください。また、室内トイレを使用の際はトイレ用の履物を利用してください。
- ウ トイレ内の消毒等、避難所内で協力し合い必要な環境消毒（次亜塩素酸ナトリウム）を行ってください。
- エ 嘔吐者が出た場合は、吐物や床を次亜塩素酸ナトリウムで消毒してください。嘔吐等で汚染した衣類も、ビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。
- オ 咳が出る場合はマスクを着用し、発熱、嘔吐・下痢、長引く咳などが続く場合は、避難所運営本部に申し出てください。

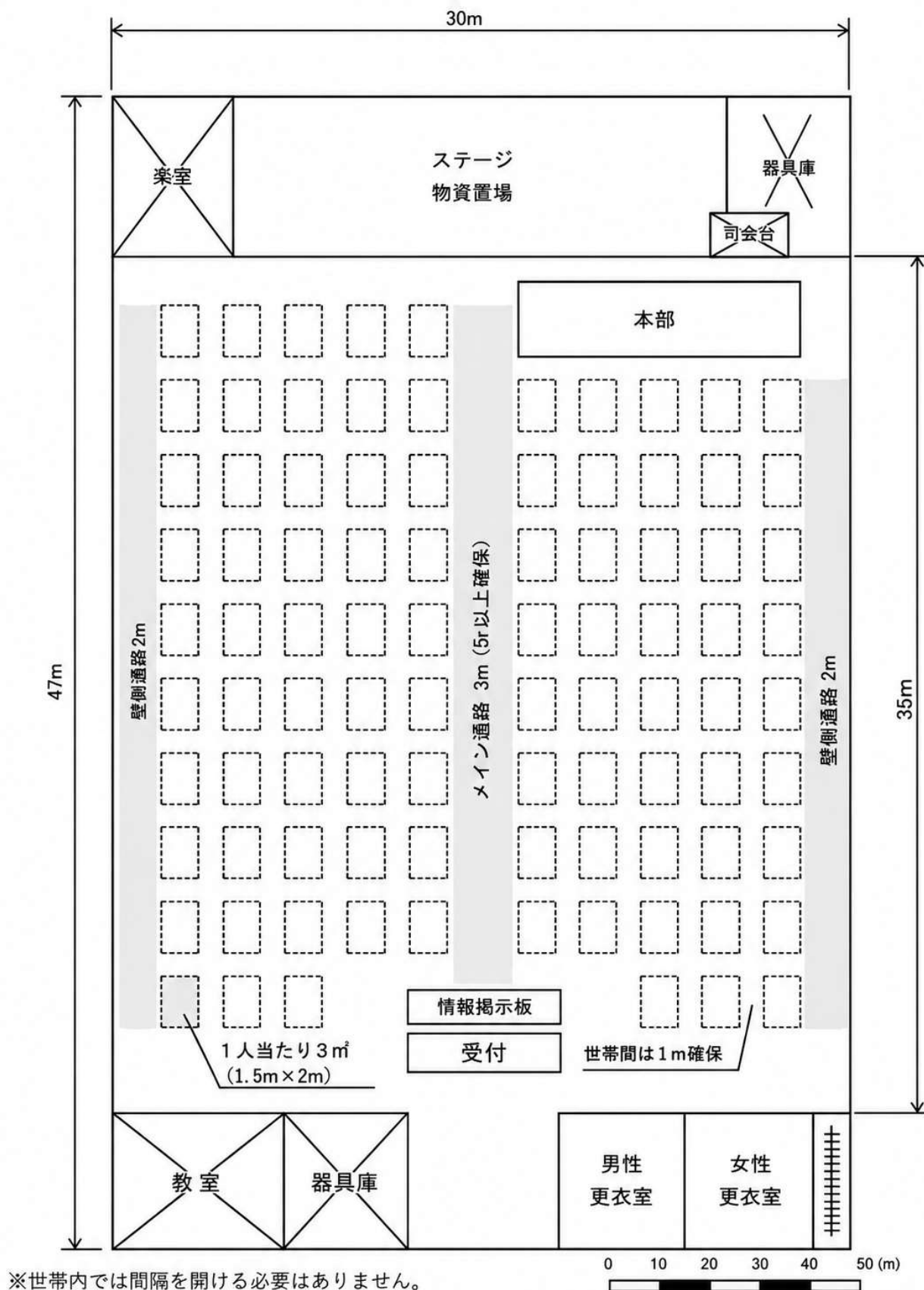
5 学校施設の利用計画 (気候に応じて臨機応変に対応する)

(1) 全体レイアウト

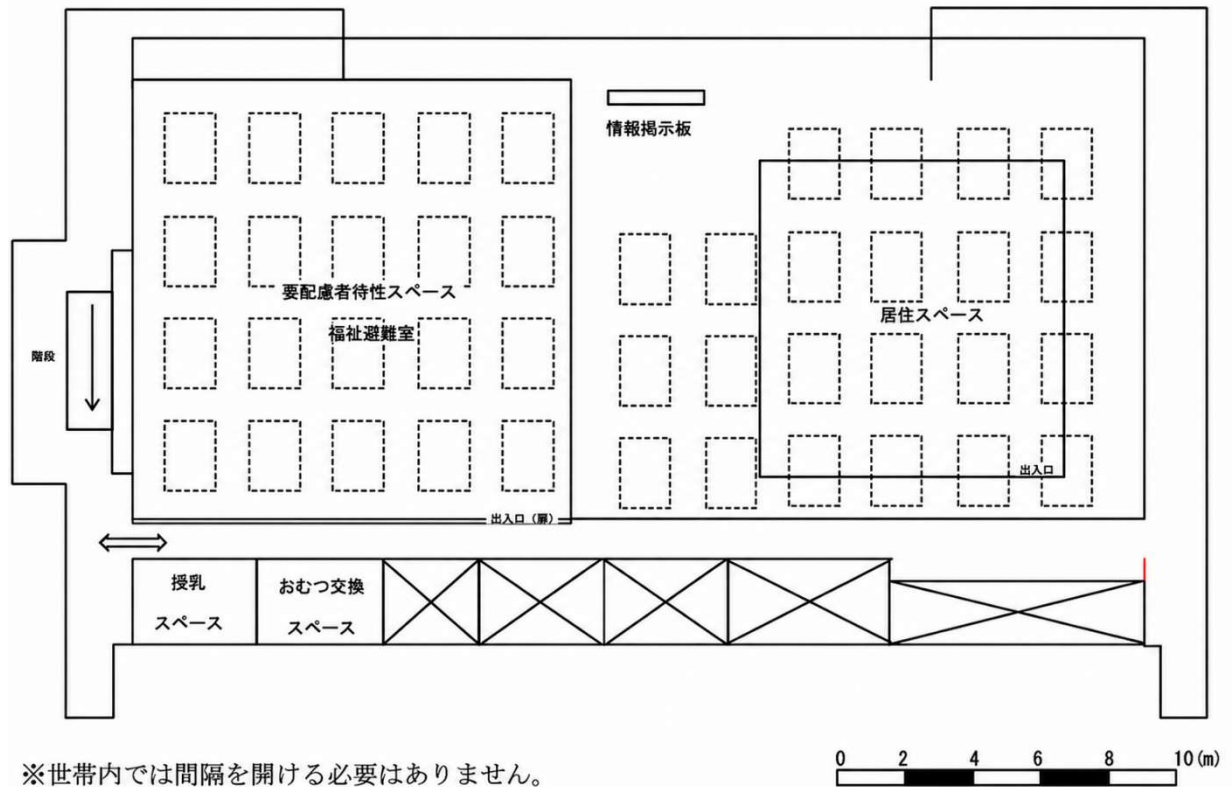


(避難所) 1 避難所(体育館レイアウト)

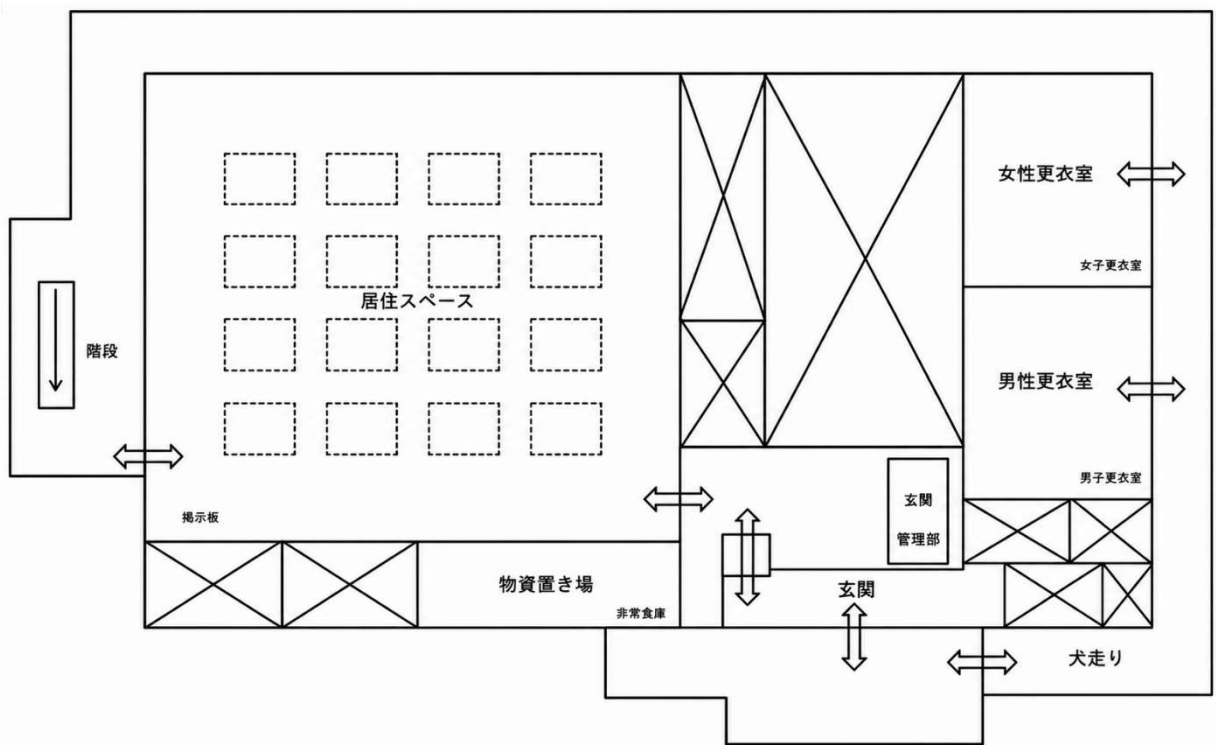
(2) 体育館



(3) 武道場 2 階

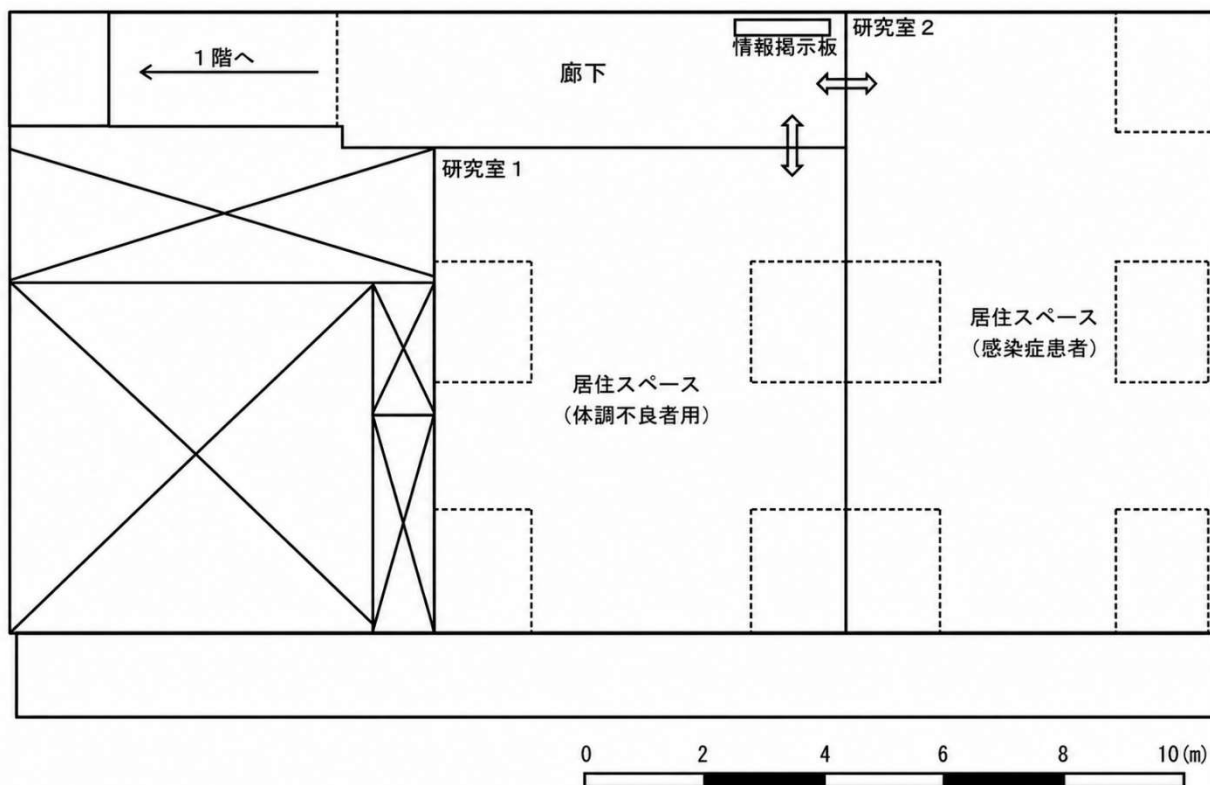


(4) 武道場 1 階

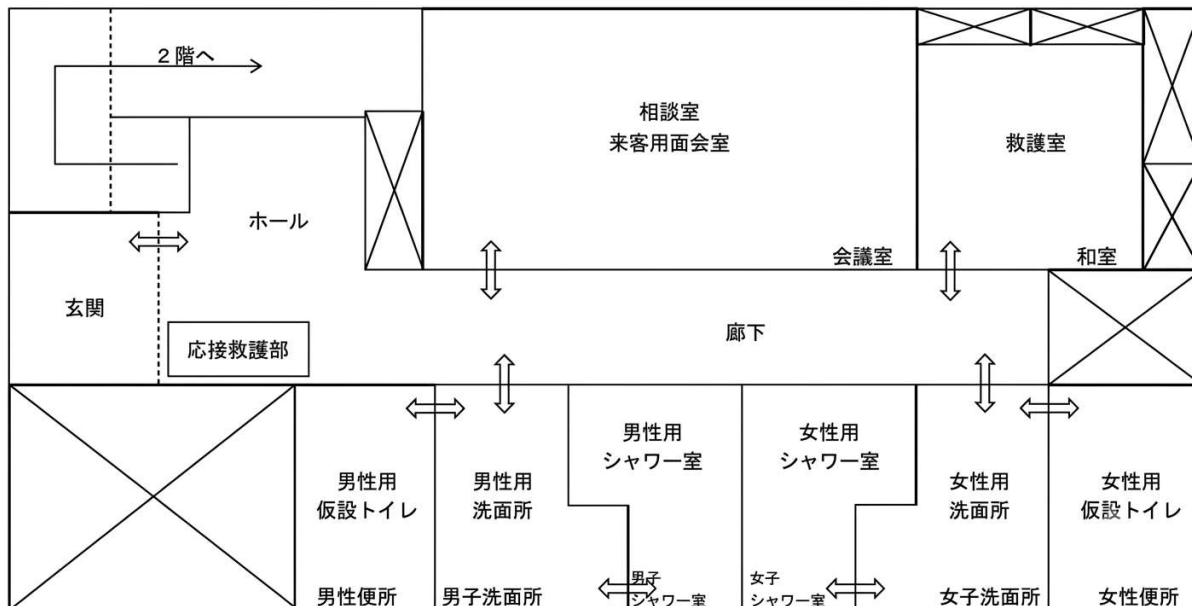


(避難所) 1 避難所 (記念館レイアウト)

(5) 記念館 2 階



(6) 記念館 1 階



参考資料

(1) ガイドライン等

ア 地震発生時の非常参集基準（←事前 P16 参照）

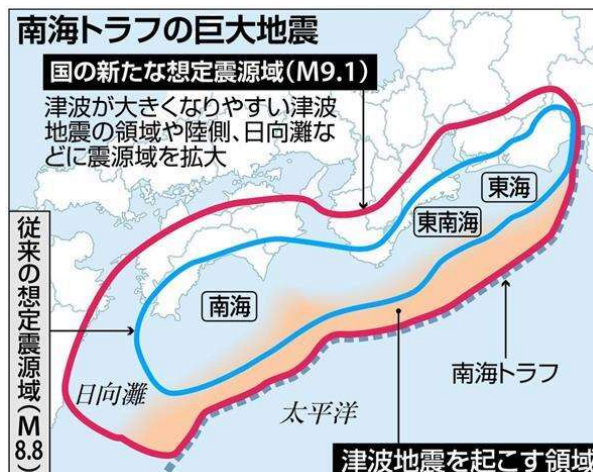
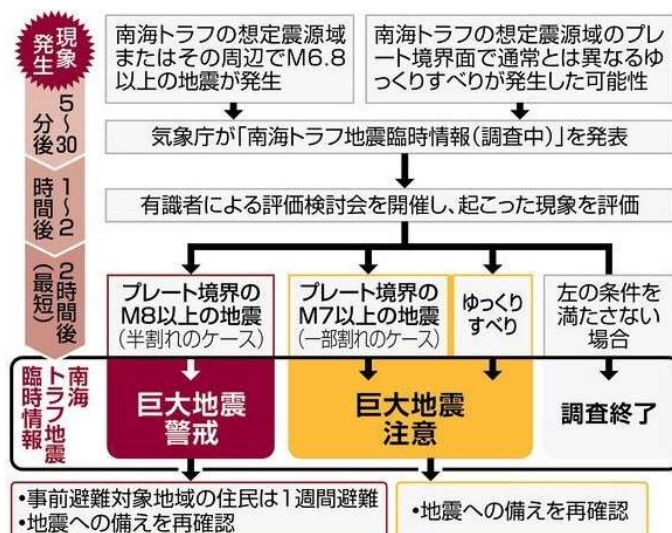
	震度	参集者	緊急地震速報	行動の基準
第1次参集	4	管理職	予報	被害状況の確認（県教委に報告）
第2次参集	5弱	担当者	警報	必要に応じて安否確認（生徒・教職員）
第3次参集	5強	運営委員		
第4次参集	6弱	全教職員	特別警報	安否確認（生徒・教職員）
	6強			
	7			

イ 避難情報に関するガイドライン（令和8年5月改定）（←発生時 P43 参照）

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫 	命の危険 直ちに安全確保!	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い 	危険な場所から 全員避難	ひなんしじ <b>避難指示</b>
3	災害の おそれあり 	危険な場所から 高齢者等は避難	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※2
2	気象状況悪化 	自らの避難行動を 確認する	レベル2 大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ 	災害への心構えを 高める	早期注意情報 (気象庁)

## ウ 南海トラフ地震臨時情報（P 5 参照）



2011年の東日本大震災後、想定震源域が拡大。

2019年に南海トラフ地震臨時情報を制定。

## エ 雷ナウキャストの見方（←発生時P 43 参照）

- 雷の激しさを表すために活動度1～4に分けられており、活動度2以上では落雷の危険が迫っている状況です。
- 活動度2～4では直ちに身の安全確保の行動をとる必要があります。
- 特に、活動度2は雷が発生していてもまだ活発に感じない状況か、落雷が発生する直前という段階なので気を許しがちですが、この段階（活動度2）で行動をとることが被害を軽減させるのに大切です。
- なお、安全確保に時間を要する場合は、活動度1の段階から行動することが被害の防止につながります。

活動度	雷の状況		屋外において想定される対応	屋内や工場などで想定される対応
4	激しい雷	落雷が多数発生している。	●屋外にいる人は落雷の危険があるため、建物や車の中へ移動するなど、安全確保に努める。	●パソコンなど家電製品の電源を切り、コンセントを抜く。
3	やや激しい雷	落雷がある。		●工場の生産ラインなどリスクの大きい場所では、作業の中止や自家発電への切替などの対応をとる。
2	雷あり	電光が見えたり雷鳴が聞こえる。落雷の可能性が高くなっている。	●屋内にいる人は外出を控える。	
1	雷可能性あり	現在、雷は発生していないが、今後落雷の可能性はある。	今後の雷ナウキャストや空の状況に注意する。	

※ 活動度1～4になっていない地域でも、積乱雲が急速に発達して落雷する場合がある。

## (2) 各種資料

## ア 文部科学省等

- 「学校防災マニュアル（地震・津波被害）作成の手引き」（文部科学省）平成 24 年 3 月
- 「学校事故対応に関する指針」（文部科学省）平成 28 年 3 月
- 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項」（文科省）平成 29 年 3 月
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（文部科学省）平成 30 年 2 月
- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）平成 31 年 3 月
- 「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」（文部科学省）令和 2 年 3 月
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）令和 3 年 6 月
- 「第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4～8 年度）」（文部科学省）令和 4 年 3 月
- 「国民保護ポータルサイト」（内閣官房）

## イ 環境省等（アレルギー、熱中症）

- 「熱中症環境保健マニュアル 2018」（環境省）平成 30 年 3 月
- 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（日本スポーツ協会）平成 30 年 7 月
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）令和 2 年 3 月
- 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（環境省、文部科学省）令和 6 年 4 月

## ウ 愛媛県

- 「愛媛県学校安全の手引（改訂版）」（愛媛県教育委員会）平成 20 年 10 月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表」（愛媛県教育委員会）平成 24 年 6 月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表参考資料」（愛媛県教育委員会）平成 24 年 6 月
- 「津波浸水想定について（解説）」（愛媛県）平成 25 年 6 月
- 「危機発生時の職員行動基準」（愛媛県）平成 27 年 4 月
- 「愛媛県危機管理計画」（愛媛県）平成 28 年 4 月

## エ 四国中央市

- 「避難所運営マニュアル」（四国中央市）令和 2 年 4 月
- 「四国市地域防災計画」（四国中央市）令和 8 年 4 月
- 「四国中央市防災マップ」（四国中央市）

